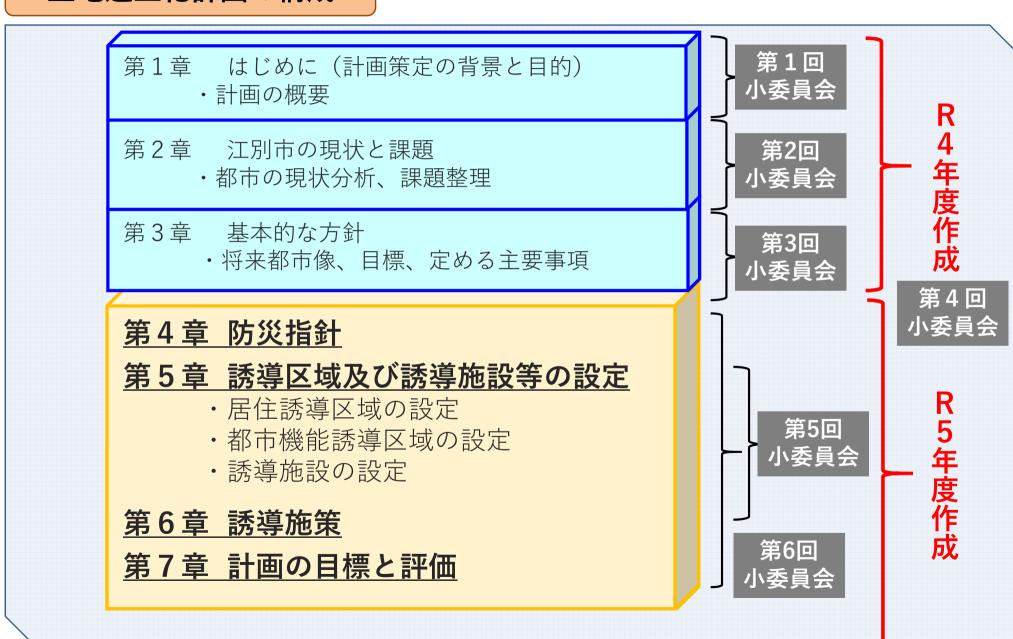
2 立地適正化計画

立地適正化計画の構成



第4章 防災指針

- (1) 防災指針とは
- (2) ハザード情報の整理
- (3) 災害リスク分析
- (4) 防災上の課題整理
- (5) 防災まちづくりに向けた取組の検討

(1) 防災指針とは

① 防災指針とは

防災指針とは

都市防災に関する機能確保のために、『立地適正化計画』に位置付けるものです。 この中で、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災 ・減災対策を講じます。

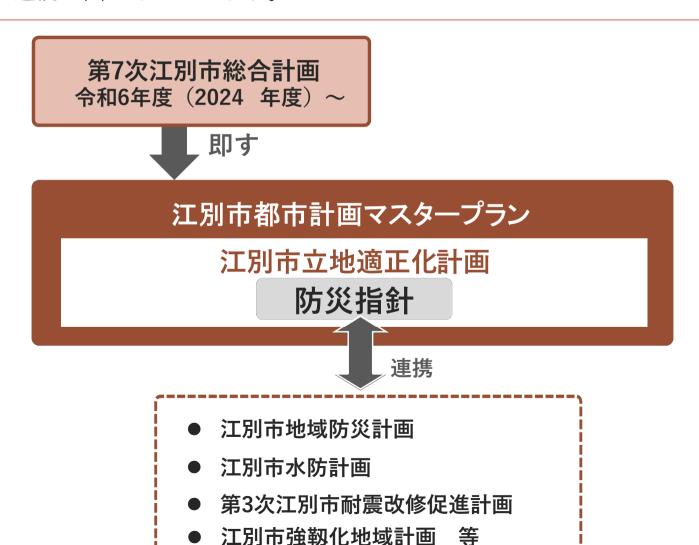
対象となるハザード種別

災害種別	ハザード種別	居住誘導区域設定における考え方					
洪水災害	浸水想定区域	リスクの程度を勘案し、居住誘導区域に含み、必要な防					
从小火 音	洪水家屋倒壊等氾濫想定区域	災・減災対策を講じる					
	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含まない					
土砂災害	土砂災害警戒区域	リスクの程度を勘案し、居住誘導区域に含み、必要な防 災・減災対策を講じる					
	急傾斜地崩壊危険箇所	火・/ 火火灯水で開しる					
地震災害 震度		地震発生時は全市的に揺れるため、居住誘導区域からの除 外は困難であり、居住誘導区域に含み、必要な防災・減災 対策を講じる					
	(参考:大規模盛土造成地)	ハザード区域ではなく、建築規制もないため、居住誘導区 域に含む					

(1) 防災指針とは

② 防災指針の位置づけ

本指針は、「江別市総合計画」に即し、「江別市地域防災計画」をはじめとした防災関連の計画との連携を図るものとします。



(1) 防災指針とは

③ 防災指針策定の流れ

【ステップ1】	●過去の災害発生状況及び被害を整理します。
ハザード情報の整理	●各種災害ハザード情報等を収集し、整理します。
【ステップ2】 災害リスク分析	●災害ハザード情報や人口分布状況、施設分布状況等 を重ね合わせ、発生頻度や規模を考慮した災害リスク 分析を行います。
【ステップ3】	●災害リスク分析の結果から、災害リスクの高い箇所
防災上の課題整理	の抽出や防災上の課題を整理します。
【ステップ4】	●災害リスクと課題を踏まえ、居住誘導の方向性や防
防災まちづくりに	災・減災対策並びに対策の実施主体、実施スケジュー
向けた取組の検討	ルを検討します。

① 過去の主な災害発生状況

発生年月	種類	原因	被害
昭和45年4月	融雪	内水湛水	床下63戸、田畑浸水300ha
昭和45年5月	融雪	内水湛水	床上27戸、床下48戸、田畑浸水1,078ha、
			道路冠水10.5km、被害額25,175千円
昭和47年9月	集中豪雨	内水湛水	床上6戸、畑作被害18.2ha、床下24戸、道
			路4ヵ所、被害額2,455千円
昭和49年4月	暴風	低気圧	家屋等の全半壊、一部破損、被害額53,879
			千円
昭和50年8月	豪雨	石狩川決壊氾濫、各	床上259戸、田畑浸冠水906ha
		支川氾濫、内水湛水	
昭和50年8月	豪雨	台風6号	床下241戸、田畑浸冠水1,649ha、土木被害
			24ヵ所、死者1名、被害額1,150,000千円
昭和54年10月	暴風雨	台風20号、内水湛水	床上1戸、床下23戸、田畑浸水130ha、被害
			額23,905千円
昭和56年8月	集中豪雨	石狩川・各支川堤防	全壊4戸、床上浸水440戸、田畑浸冠水
		 決壊、氾濫	5,509ha、被害額5,653,816千円
昭和56年8月	暴風雨	台風15号、内水湛水	床上浸水91戸、田畑浸冠水1,805ha、被害
			額659,845千円
平成4年9月	豪雨	内水湛水	床上8戸、床下28戸、被害額16,308千円

② 洪水災害 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

市街化区域内では江別地域の一部と、豊幌地区では3.0m~5.0m未満の浸水が想定されています。

想定最大規模:

想定し得る最大の降雨規模、1000年に1回程度を想定。(1000年 毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨)

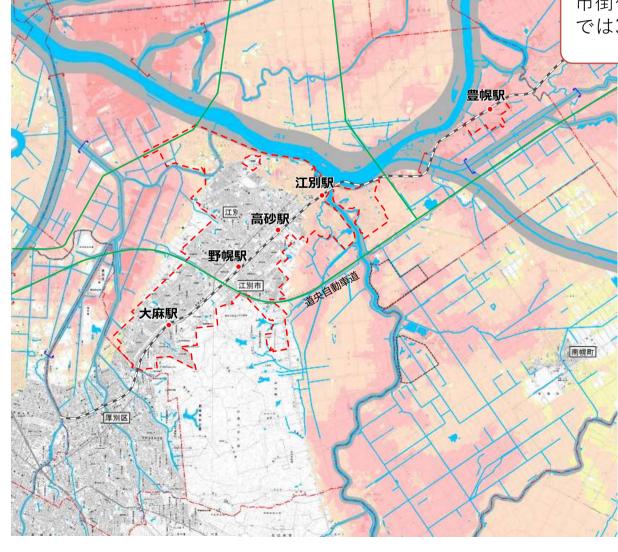


凡例

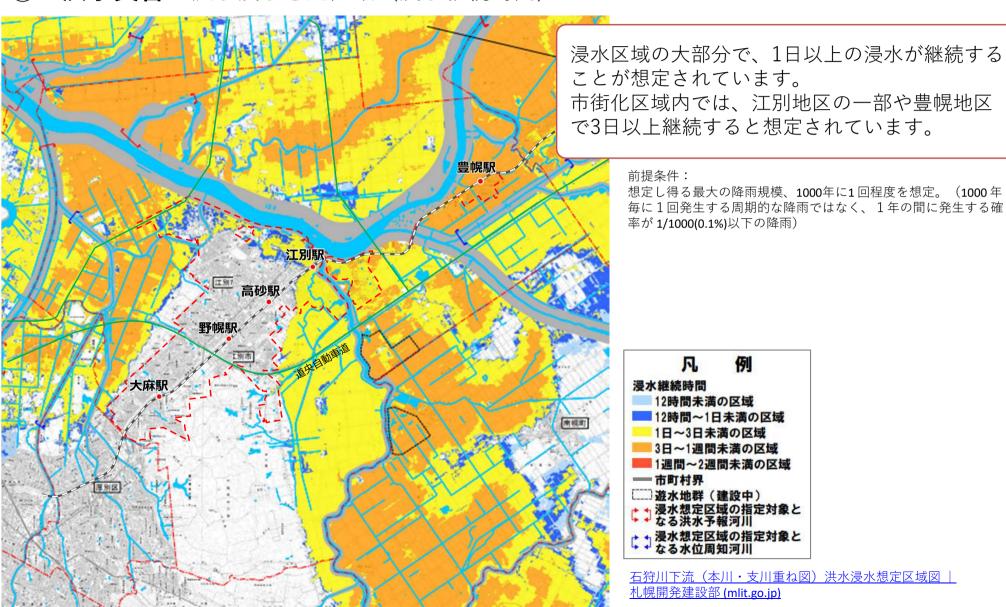
浸水した場合に想定される 水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域 10.0~20.0m未満の区域
- 市町村界
- 遊水地群 (建設中)
- 浸水想定区域の指定対象と なる洪水予報河川

石狩川下流(本川・支川重ね図)洪水浸水想定区域図 | 札幌開発建設部 (mlit.go.jp)

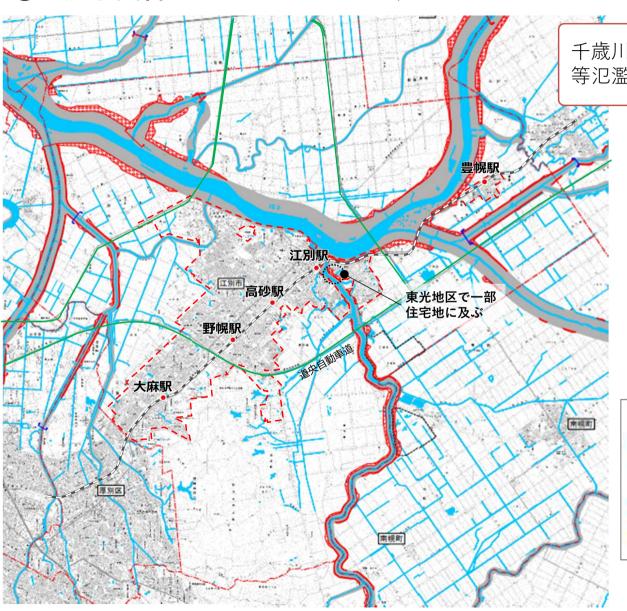


洪水災害 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)



石狩川下流(本川・支川重ね図)洪水浸水想定区域図 | 札幌開発建設部 (mlit.go.ip)

洪水災害 洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流)



千歳川の河岸の一部(東光地区)で、家屋倒壊 等氾濫想定区域が住宅地に及んでいる。

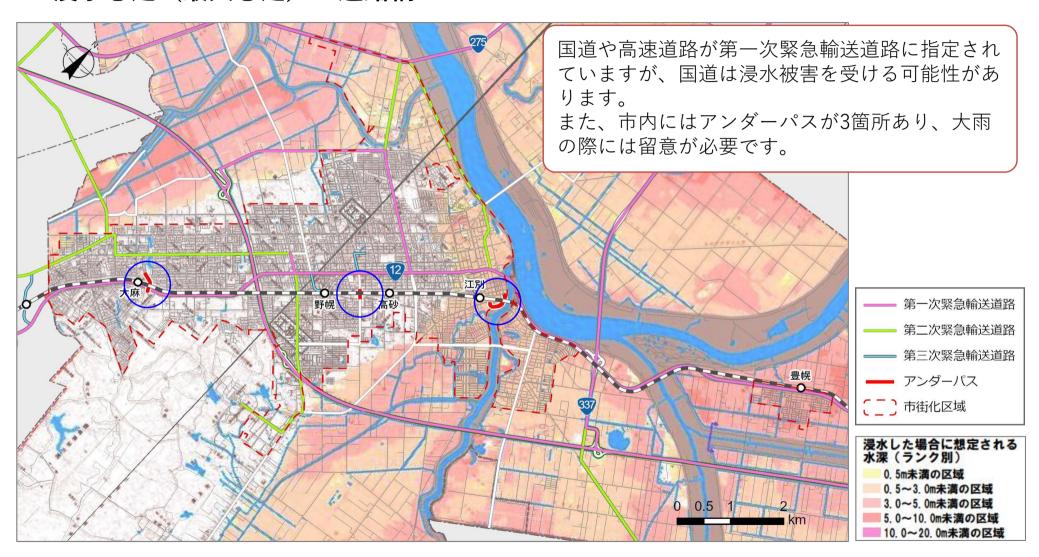
家屋倒壊等氾濫想定区域:

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するお それがある範囲を示すもの

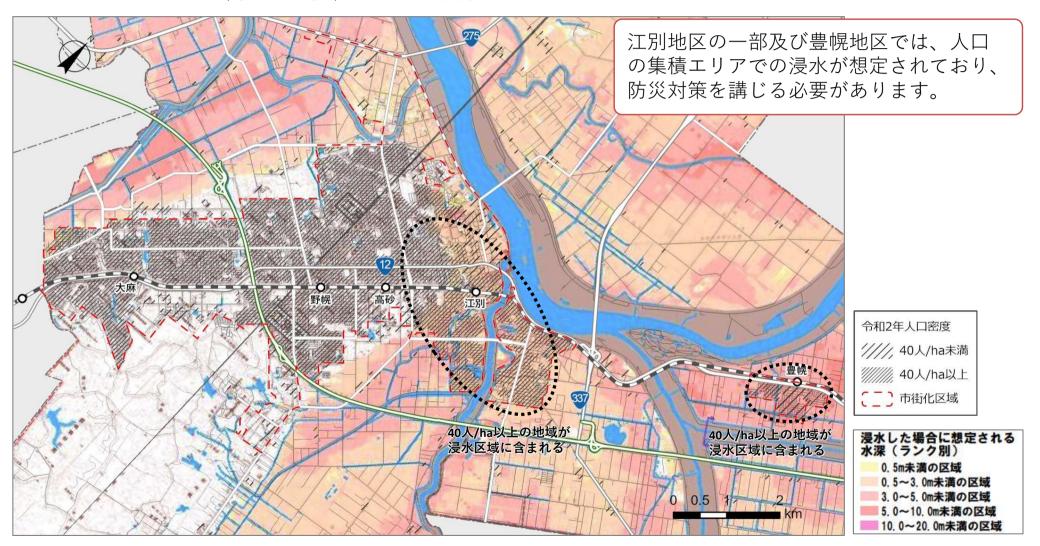
- 家屋倒壞等氾濫想定区域
 - (氾濫流)
- 市町村界
- 遊水地群 (建設中)
- 浸水想定区域の指定対象と

石狩川下流(本川・支川重ね図)洪水浸水想定区域図 札幌開発建設部 (mlit.go.ip)

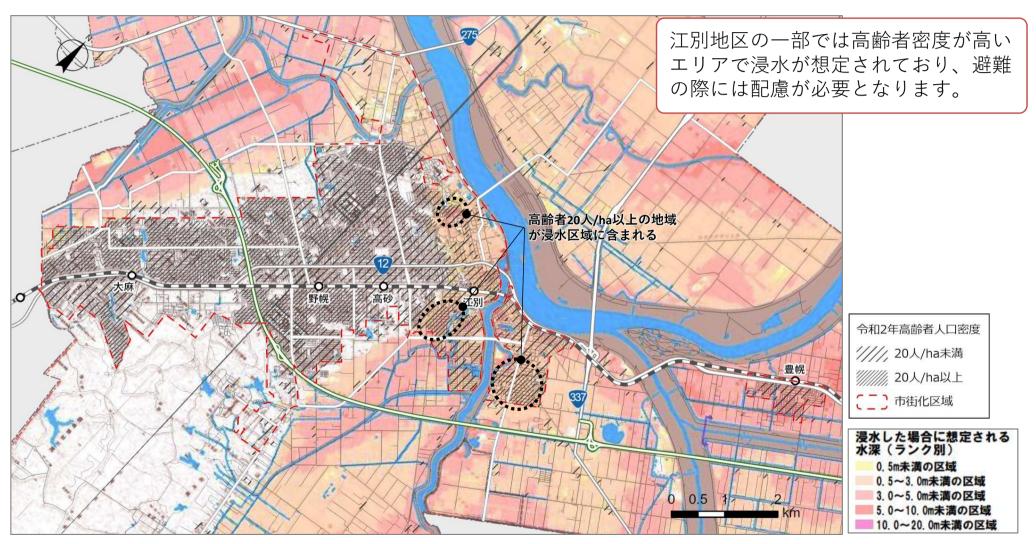
· 浸水想定(最大想定)×道路網



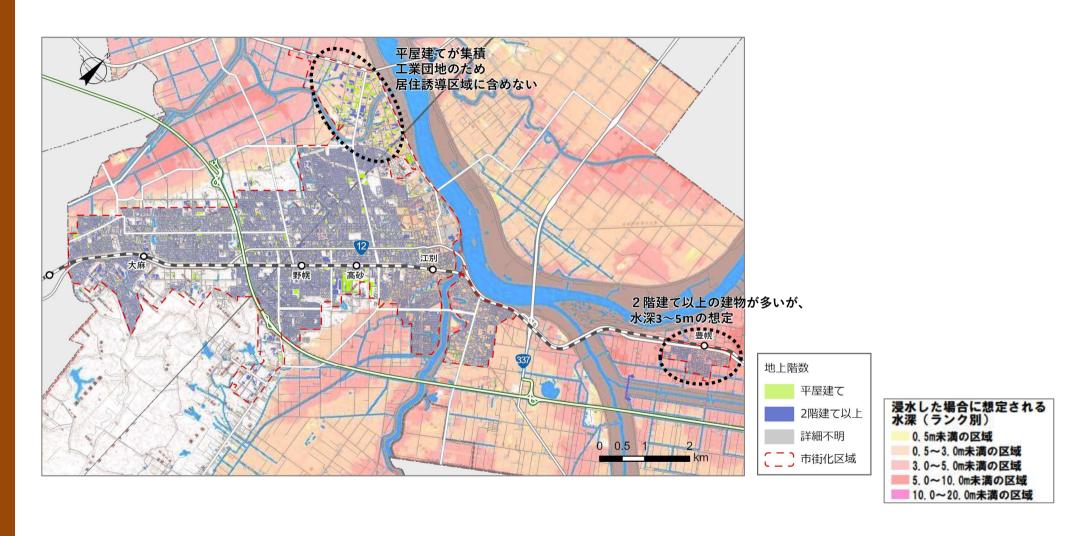
· 浸水想定(最大規模)×人口密度



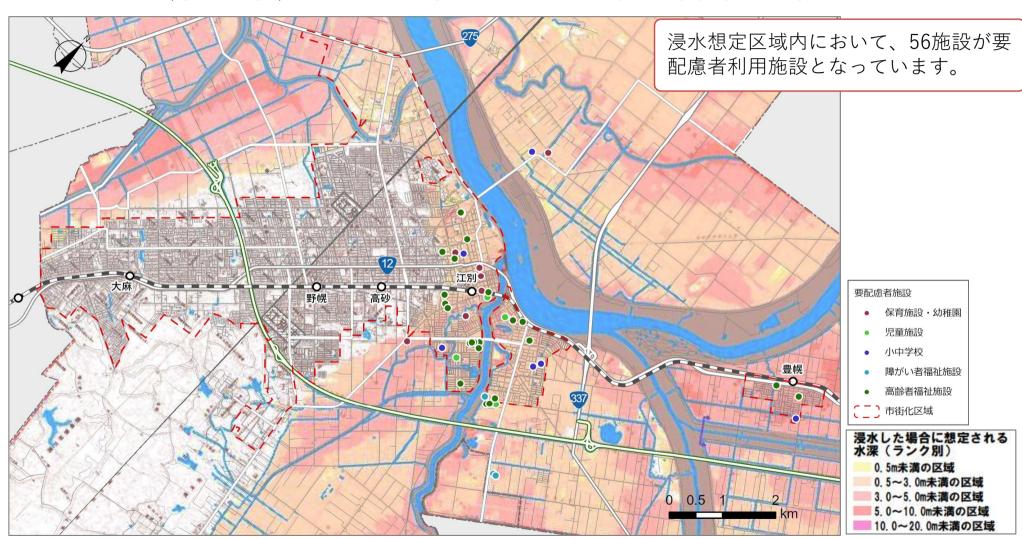
・浸水想定(最大規模)×高齢者人口密度



・浸水想定(最大規模)×建築物の地上階数分布



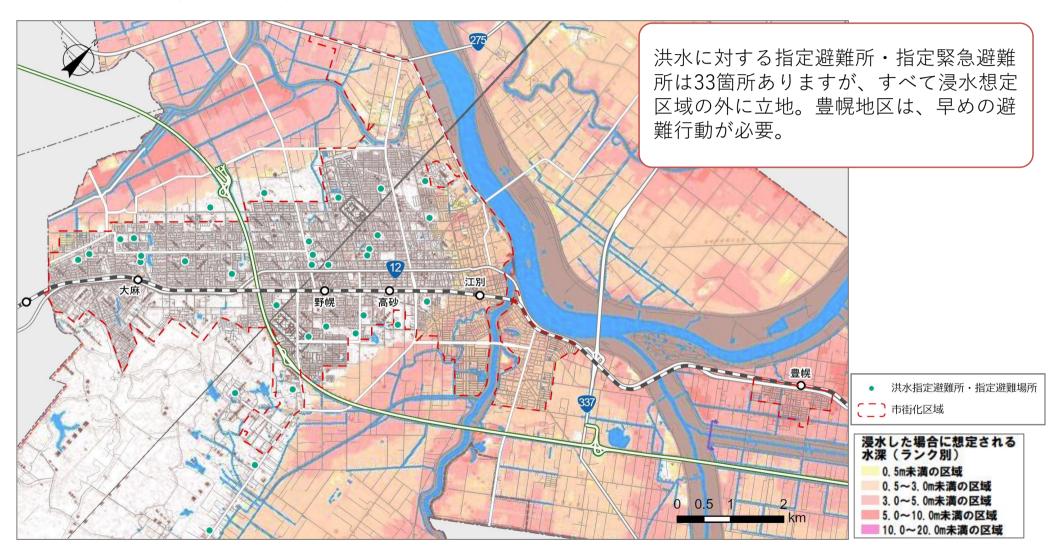
・浸水想定(最大規模)×浸水想定区域内における要配慮者利用施設



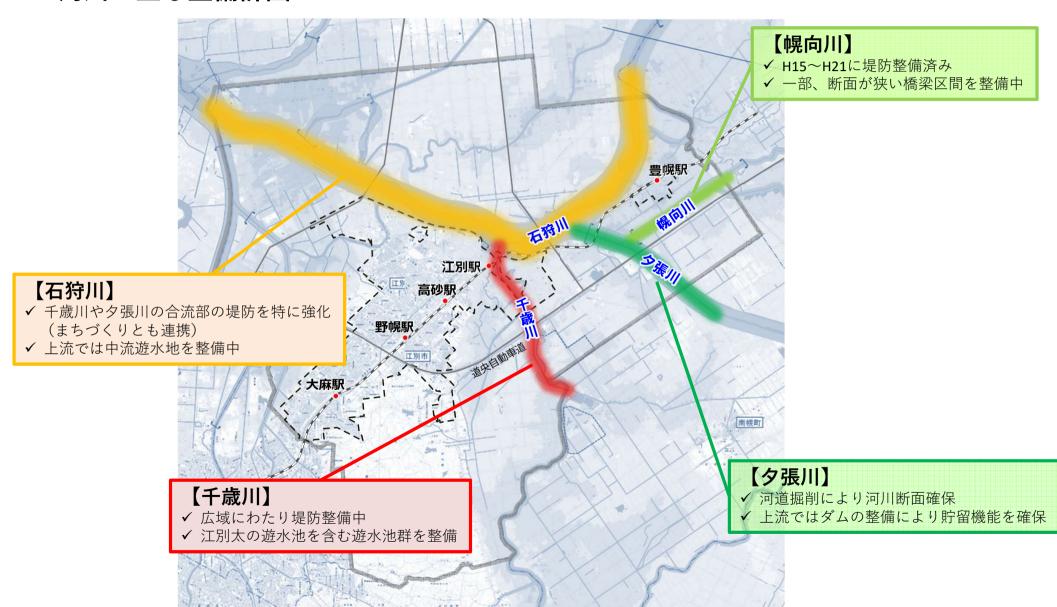
要配慮者利用施設:「水防法」により要配慮者利用施設の所有者・管理者は以下が義務付けられる

- ・ 避難確保計画の作成
- ・避難確保計画作成の市町村への報告
- ・訓練の実施
- ・自衛水防組織の設置 (努力義務)

・浸水想定(最大想定)×洪水指定避難所・指定避難場所



・河川の主な整備計画



・河川のタイムライン(防災行動計画)

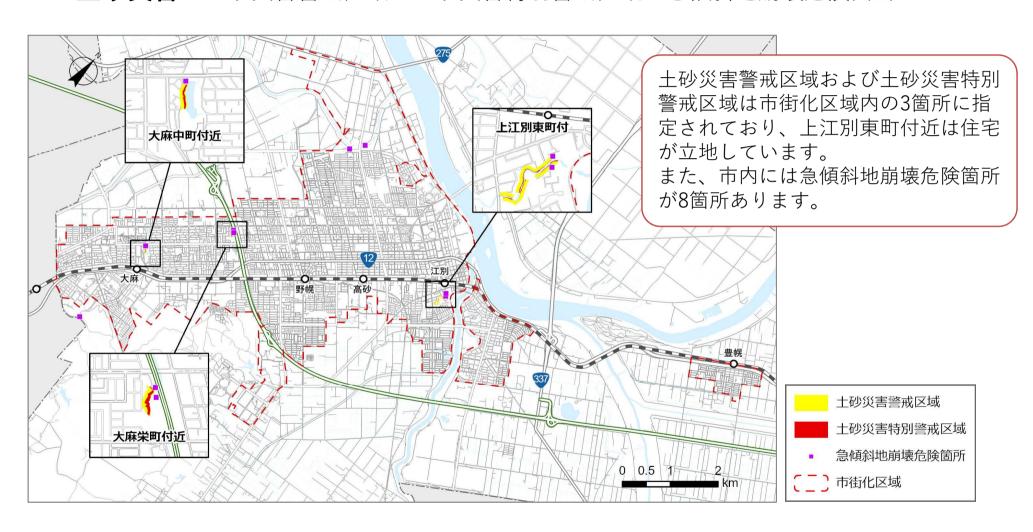
参考 (石狩川)



石狩川流域雨量260mm/3日間(150年に1回規模)の場合の避難行動目安時間ですので、 流域の雨量により時間は前後します。■ 警戒 ◆浸水想定区域外へ避難が難しい レベル 命の危険 直ちに安全確保! 氾濫発生 緊急安全確保 場合は建物の高い所へ 5 8. 62m ≪避難対象区域の方は、この時点までに全員避難≫ 氾濫 警戒 危険な場所から 0時間~ 水 レベル ◆指定緊急避難場所等へ 避難指示 全員避難 2時間前 速やかに避難する 8. 1m 4 危険な場所から 警戒 高齢者等は避難 レベル 2時間~ 高齢者等避難 3時間前 ◇避難に時間を要する方とその支援者は避難開始 7.8m 水 ◇その他の方は自主的に避難または避難準備 ◇避難行動を確認する 警戒 3時間~ ・ハザードマップで避難場所や避難ルートの確認 レベル 洪水注意報 ・非常持ち出し品の準備 5. 1m 6時間前 大雨注意報等 2 ・高齢者等の避難支援の確認 氾濫注意水位 警戒 6時間~ ◇心構えをする レベル 早期注意情報 ◇気象情報の確認 9時間前 ◇気象情報の確認 平常時 ◇非常持ち出し品の確認 (数日前) ◇避難場所や避難ルートの確認

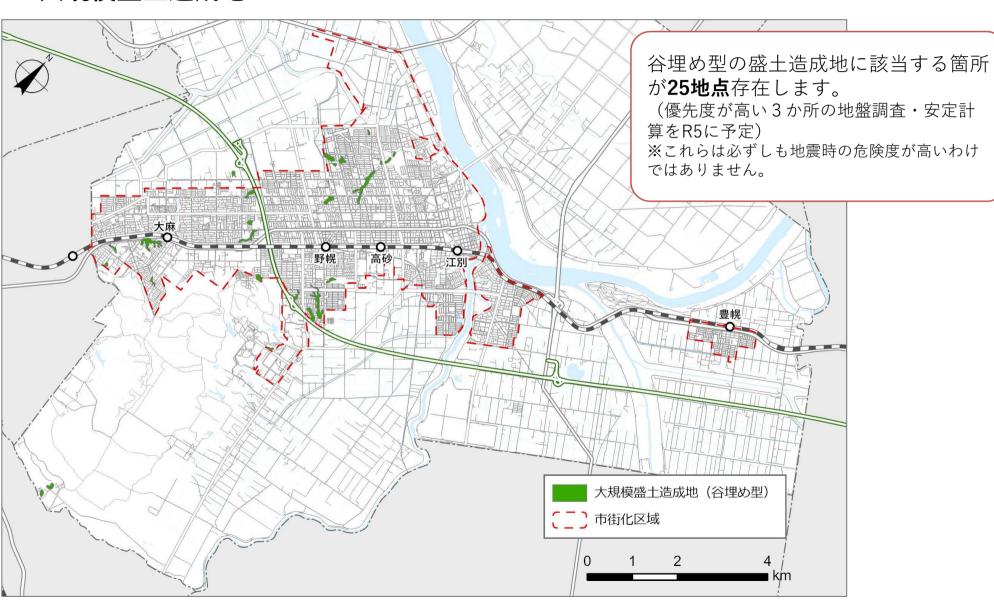
(2) ハザード情報の整理(土砂)

• **土砂災害** 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所



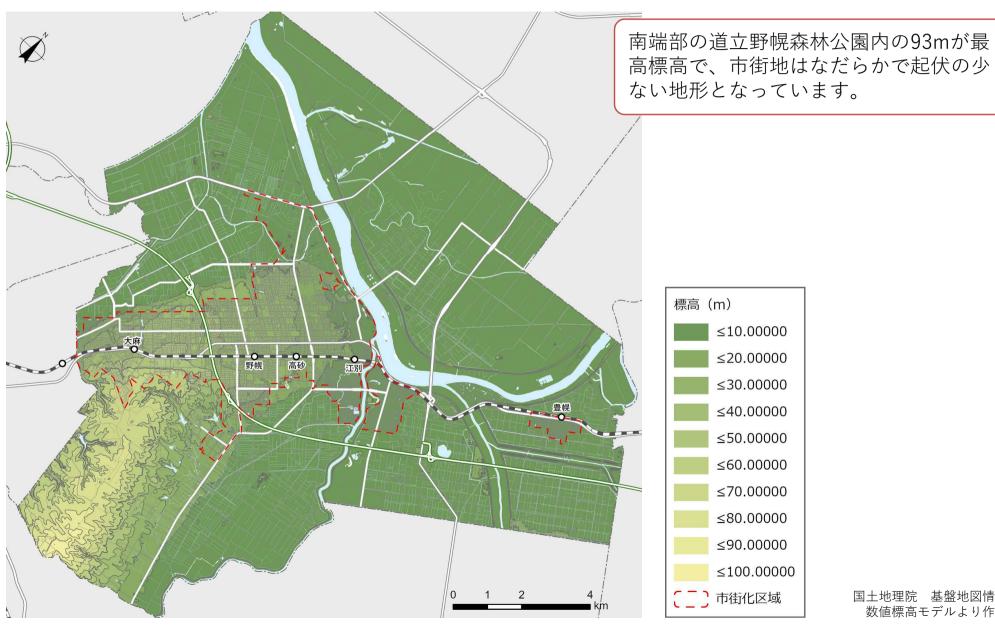
(2) ハザード情報の整理(土砂)

・大規模盛土造成地



(3) 災害リスク分析(土砂)

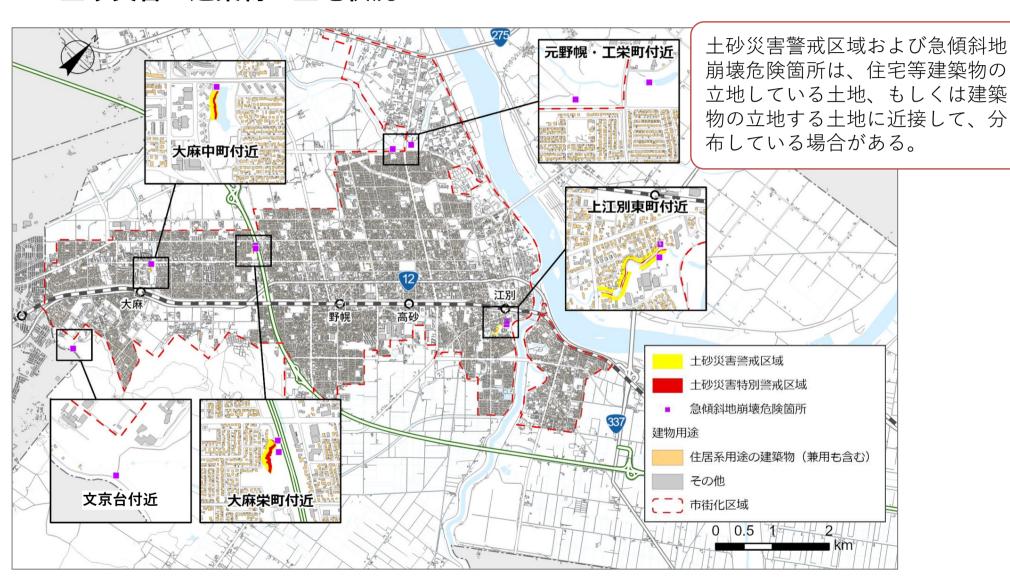
・地形



国土地理院 基盤地図情報 数値標高モデルより作成

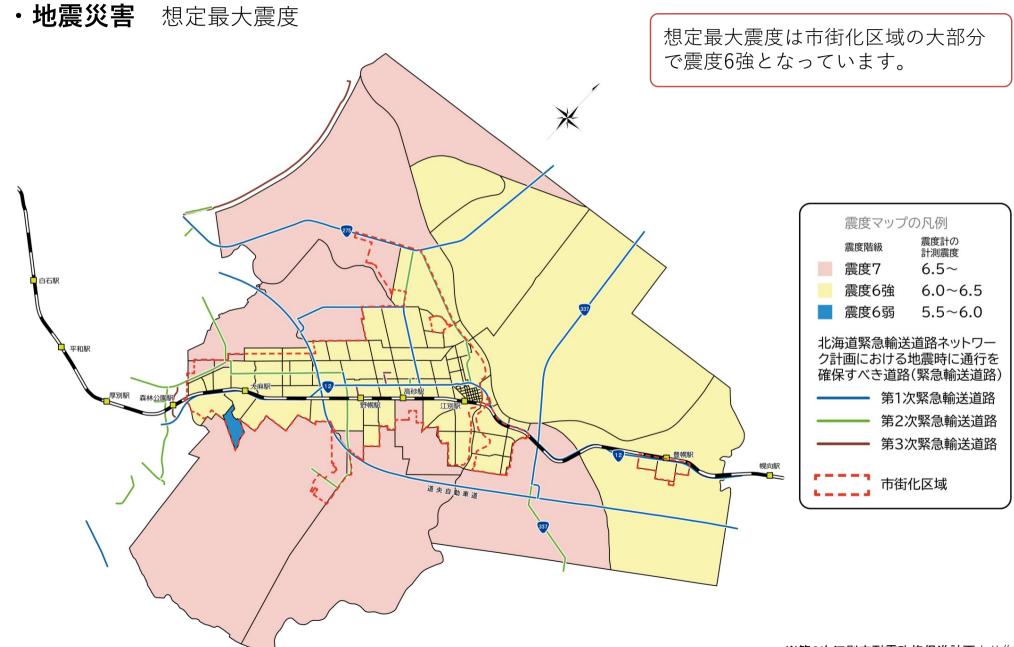
(3) 災害リスク分析(土砂)

・土砂災害×建築物の立地状況



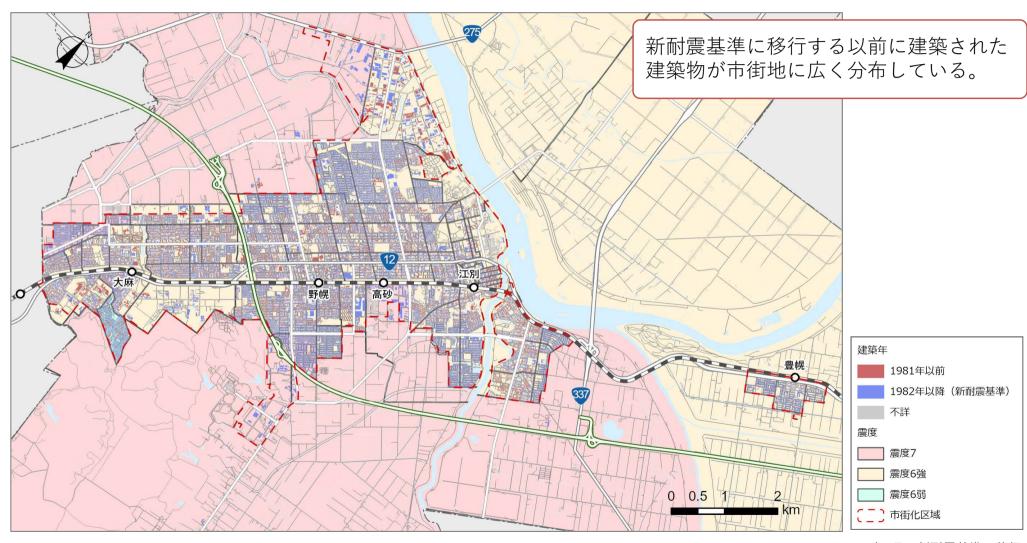
建築物立地:都市計画基礎調査(令和2年10月1日)「建物利用現況」

(2) ハザード情報の整理(地震)



(3) 災害リスク分析(地震)

・揺れやすさ×建築年



※1981年6月に新耐震基準に移行

※第3次江別市耐震改修促進計画より作成

(3) 災害リスク分析(地震)

・揺れやすさ分布×市有建築物の耐震化状況



(4) 防災まちづくりに向けた基本方針

基本方針

高い防災力により、安心な暮らしがいつまでも続くまち



取組方針

避難体制の確保

市民防災意識の向上

防災に係る情報発信の強化

施設等の災害リスク低減

参考

えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>

将来都市像:幸せが未来へ続くまち

安全・安心分野の基本目標:安全で安心して住み続けられるまち

江別市都市計画マスタープラン(策定中)

都市づくりの基本目標:災害に屈しない強靭な都市環境 (防災関連のみ)

江別市強靭化地域計画

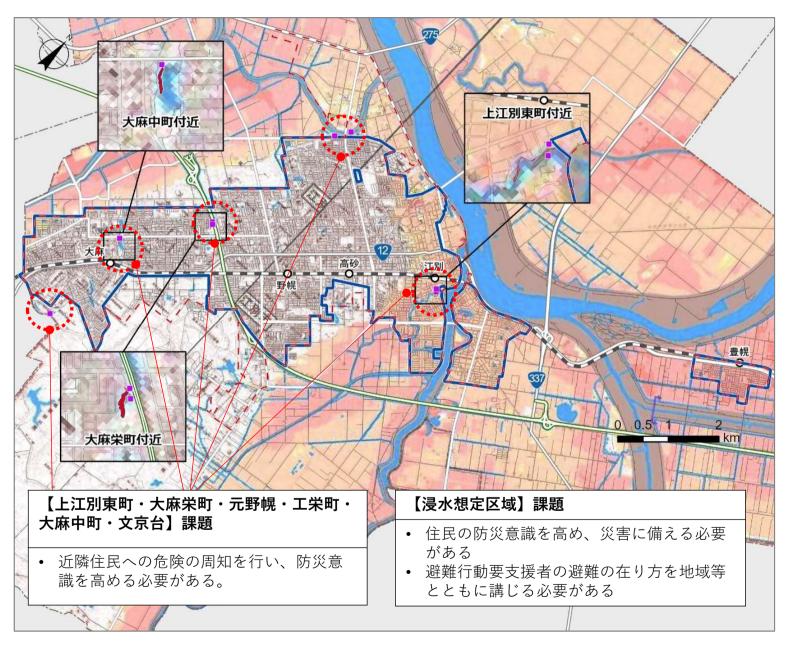
目標:『安心して暮らせるまち』の実現

ソフト対策を中心として、迅速・確実に避難できる体制の構築に努める

(4) 防災上の課題整理

災害種別	市全体の課題	地域別の課題
洪水災害	 想定最大規模、計画規模ともに広範囲な浸水が想定される。 ⇒治水対策とともに、住民の防災意識を高め、災害に備える必要がある。 	 【江別地区・豊幌地区】 3mを超える浸水や氾濫流が想定される 浸水継続時間が3日以上続き、緊急輸送道路となる国道も浸水する可能性がある 高齢者の多いエリアや要配慮者利用施設が浸水想定区域に存在する 浸水想定区域外に位置する指定避難場所・避難所まで距離がある ⇒早めの避難行動が取れる体制づくり住民の防災意識を高め、災害に備える必要がある要支援者の避難の在り方を地域等とともに講じる必要がある
土砂災害	_	【上江別東町・大麻栄町・元野幌・工栄町・大麻中町・文京台】 ・ 土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所の付近に住宅がある ⇒近隣住民への危険の周知を行い防災意識を高める必要がある。
地震災害	・市全域で大きな揺れが起こる可能性がある→耐震化や身近な対策等に努め減災に努める必要がある。	
大規模盛土造成地	・ 谷埋め型の盛土造成地が25地 点存在 →優先度の高い3か所を調査。 経過を注意深く観察していく 必要がある。	

(4) 防災上の課題整理





ラ浸水想定区域の指定対象と なる洪水予報河川

(5) 防災まちづくりに向けた取組の検討

① 防災対策の方針(将来像)

市全体の方針

共通

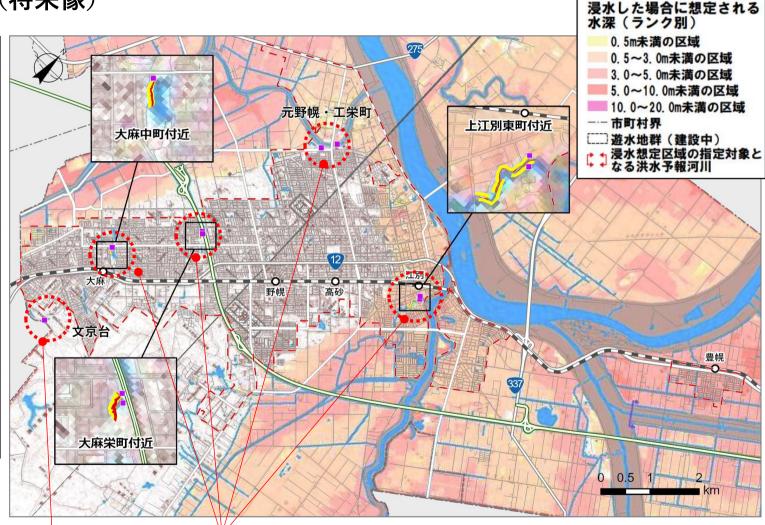
- 防災情報や避難所等の情報 発信、避難訓練等の実施
- 避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 各団体との協力協定
- 避難路の確保

洪水災害

- 警戒レベルに応じた避難行動の周知
- 適切な施設の維持管理や定期的な巡視
- 総合的な治水対策の推進

地震災害

建物等の耐震化の促進



【上江別東町・大麻栄町・元野幌・工栄町・ 大麻中町・文京台】土砂災害対策の方針

- 住民への危険区域の周知
- 住民の防災意識の向上

【浸水想定区域】洪水災害対策の方針

• 災害に関する情報提供や避難訓練等を通じた防災意識の向上

居住誘導区域

[] 市街化区域

土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険箇所

• 避難行動要支援者の支援体制の構築

(5) 防災まちづくりに向けた取組の検討

取組の推進や 取組の継続 体制の構築

	実施地域		対策種別 (ハード・ ソフト)		実施主体	スケジュール		
災害種別		取組内容		取組方針		短期 (~5年)	中期 (~10年)	長期 (~20年)
		ハザードマップ、HP、防災講座等による危険 個所、避難所の周知	ソフト	情報発信の強化	市			
		防災情報発信の多重化	ソフト		市			
		ホームページ、広報誌、防災講座、学校教育 等を通じた防災知識の普及・啓発と身近な 対策の促進	ソフト	・市民防災意識の向上	市			
共通	市内全域	学校、職場、施設、地域等での災害に備えた 避難訓練の実施	ソフト		市·市民			
六四	山北北	民間事業者や関係機関等と災害時における 協定を締結し、協力体制を構築	ソフト	· 避難体制の確保	国·道·市· 事業者			
		避難行動要支援者の把握及び市・関係機関・ 地域等との連携による避難支援体制づくり	ソフト		市·市民			
		道路施設の定期的な点検や補修等の推進に よる安全な避難経路の確保	ソフト ハード		国・道・市			
		個別避難計画の作成の促進	ソフト		市·市民			
土砂災害	大規模盛土造成地	対象地の定期的な点検 (必要に応じて調査)	ソフト	災害リスク低減	市			
工财火告	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	対象住民に対する情報伝達体制の確立	ソフト	情報発信の強化	市·市民			

(5) 防災まちづくりに向けた取組の検討

■ 取組の推進や 取組の継続 体制の構築

災害種別実施地域			対策種別			スケジュール		
		取組内容	(ハード・ ソフト)	取組方針	実施主体	短期 (~5年)	中期 (~10年)	長期 (~20年)
洪水・	浸水想定区域	優先的な個別避難計画の作成の促進	ソフト	避難体制の確保	市·市民			
土砂災害	土砂災害警戒区域等	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進	ソフト		市·事業者			
		警戒レベルを多様な媒体で発信	ソフト	情報発信の強化	市			
	市内全域	水防計画に基づき、河川や水路等の施設を 巡視	ソフト	災害リスク低減	市·市民· 事業者			
		河川の堤防整備などの推進	ハード		国·道·市			
洪水		河川、水路の浚渫や排水機場の適切な維持管理	ハード		国·道·市			
	浸水想定区域	河川増水時のタイムライン(防災行動計画)の周知	ソフト	情報発信の強化	国·市			
	江別地区・野幌地区の一部	千歳川流域の堤防整備、河道掘削の推進	ハード	災害リスク低減	国・道			
	(千歳川流域)	千歳川流域の内水対策(排水機場や水路などの整備や雨水の流出抑制等)の推進	ハード	火금ラヘノ四原	国·道·市· 事業者			
地震	市内全域	木造住宅等の耐震化に関する支援	ソフト	災害リスク低減	市			

(6) 定量的な目標値の設定(防災)

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、 目標値を次のとおり設定します。

災害時、自ら避難することが困難であり、支援を必要とする「避難行動要支援者」とされる方たちは、情報を速やかに入手できないという不安があります。大規模災害時等に要支援者の方々に迅速かつ安全な避難をしていただくためには、自治会など地域の住民組織による避難支援体制の充実が必要不可欠となります。

そこで、避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合を以下のとおり設 定します。

В	煙
	7元7日7元

避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合

基準値	中間目標値	目標値	
令和5(2023)年	令和10(2028)年	令和15(2033)年	
44%	59%	75%	

指標の算定方法

- ・基準値は、全162自治会の内、71自治会が参画
- ・目標値は、全162自治会の内、121自治会の参画を目標とする

第5章 誘導区域及び誘導施設等の設定

・居住誘導区域の設定

- (1) 居住誘導区域の基本的な考え
- (2) 居住誘導区域の選定条件
- (3)居住誘導区域案

(1) 居住誘導区域の基本的な考え

居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

望ましい区域像(立地適正化計画の手引き 令和5年3月版より)

i)生活利便性が確保される区域

● 都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域・生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

ii)生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

● 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつ つ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活 サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

iii)災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

● 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

本市では、市街化区域内の大部分に居住環境が形成されており、将来的にも40人/ha以上に保たれるエリアが多いことから、人口の分布状況を中心に、公共交通のアクセス性、日常利便施設の立地状況、土地利用や災害リスク等から居住誘導区域を選定します。

(2) 居住誘導区域の選定条件

ステップ1 居住誘導区域に含めるエリアの検討

① 将来人口の分布状況による選定

『令和17年100mメッシュ人口』による居住地域(概ね40人/ha以上)

② 公共交通へのアクセス性による選定

『公共交通徒歩圏域』

③ 日常的に利用する施設の立地状況による選定

『商業施設(スーパー・コンビニ)』『医療施設(病院・診療所)』 『子育て支援施設(児童・保育施設)』『教育施設(小中学校)』 『福祉施設(介護事業所)』の徒歩圏域

④ 市街地形成状況による選定

近年住宅建設が進んでいる地域

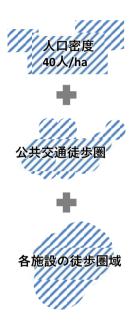
ステップ2 居住誘導区域に含めないエリアの検討

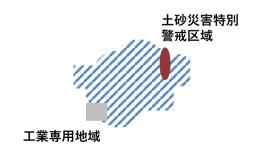
⑤ 災害リスクによる限定

『土砂災害特別警戒区域』を除外

⑥ 土地利用状況による限定

『工業地域』『工業専用地域』を除外 居住の用途として利用されないエリアを除外

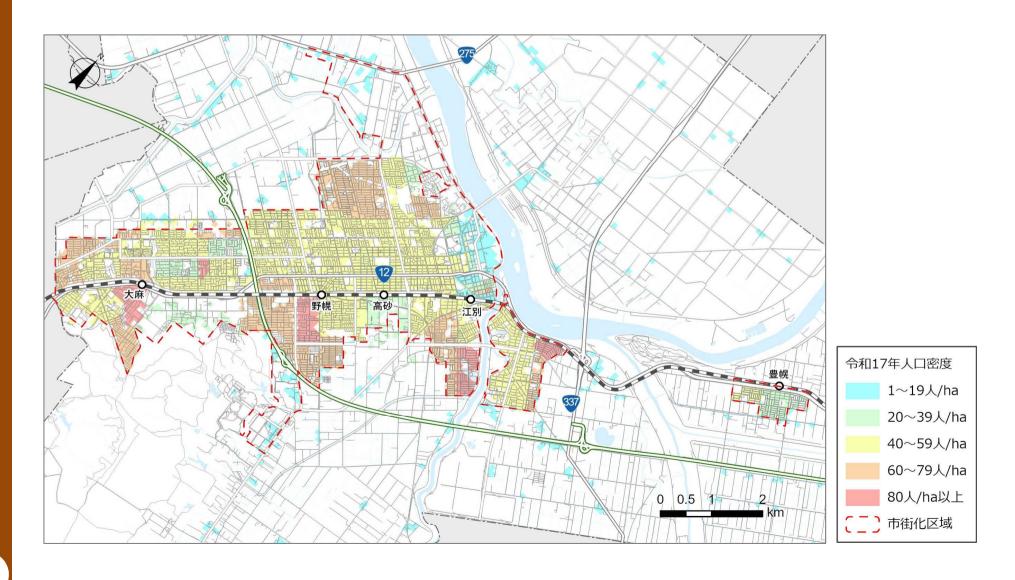




(2) 居住誘導区域の選定条件

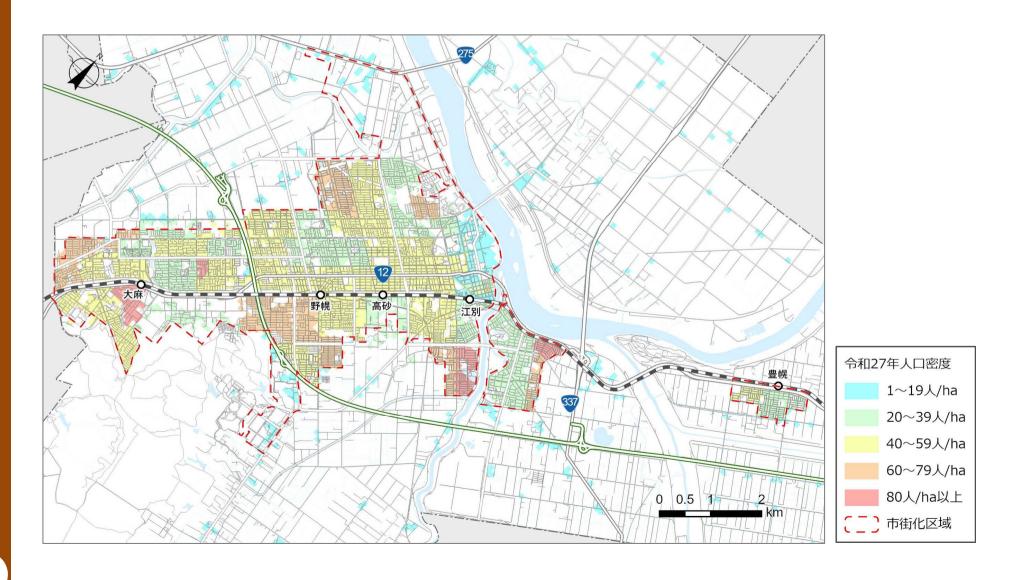
① 将来人口の分布状況による選定

『令和17年100mメッシュ人口』による居住エリア(概ね40人/ha以上のメッシュ)



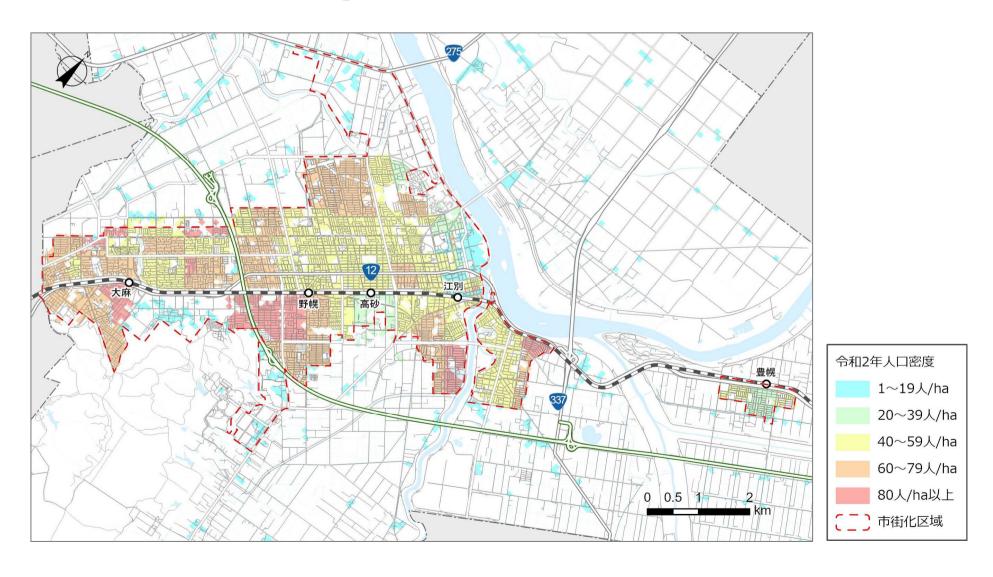
【参考】人口の分布状況による選定

『令和27年100mメッシュ人口』による居住エリア



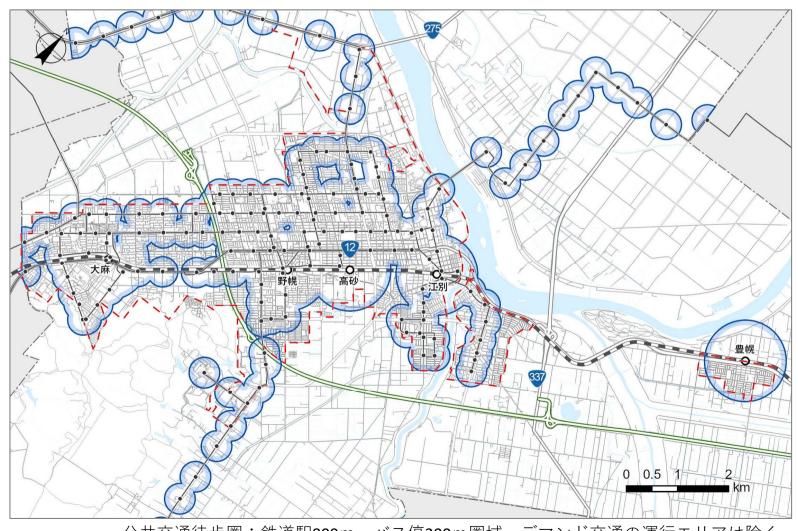
【参考】人口の分布状況による選定

『令和2年100mメッシュ人口』による居住エリア



② 公共交通へのアクセス性による選定

『公共交通徒歩圏域』

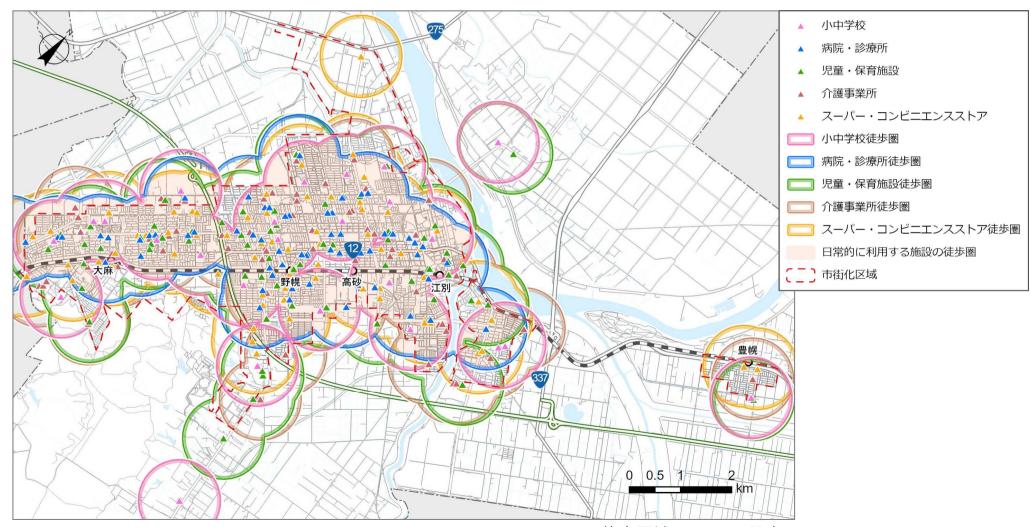


公共交通徒歩圏域バス停バス路線市街化区域

公共交通徒歩圏:鉄道駅800m、バス停300m圏域、デマンド交通の運行エリアは除く

③ 日常的に利用する施設の立地状況による選定

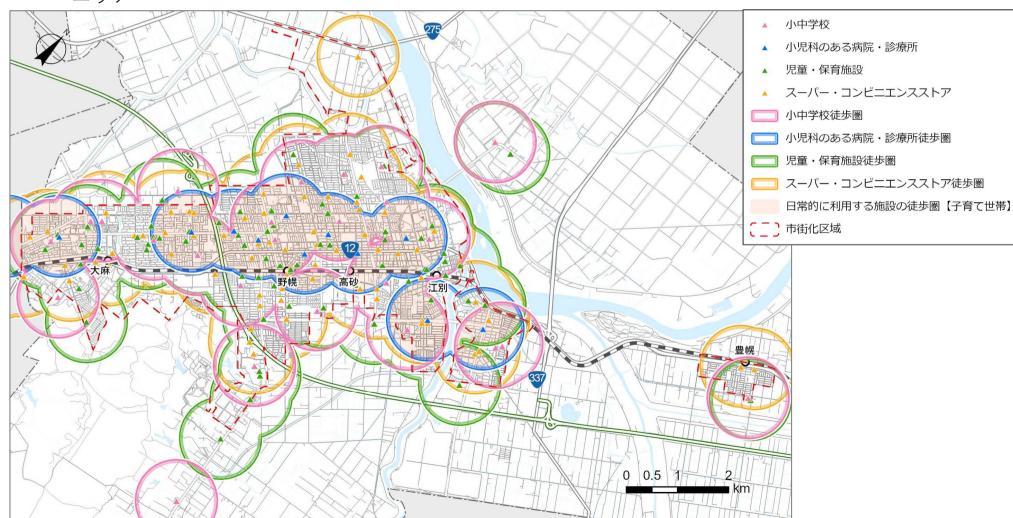
『教育施設(小中学校)』 『医療施設(病院・診療所)』 『子育て支援施設(児童・保育施設)』 『福祉施設(介護事業所)』 『商業施設(スーパー・コンビニ)』のいずれも徒歩圏域となるエリア



徒歩圏域は800mに設定

【参考】子育て世帯が日常的に利用する施設の立地状況による選定

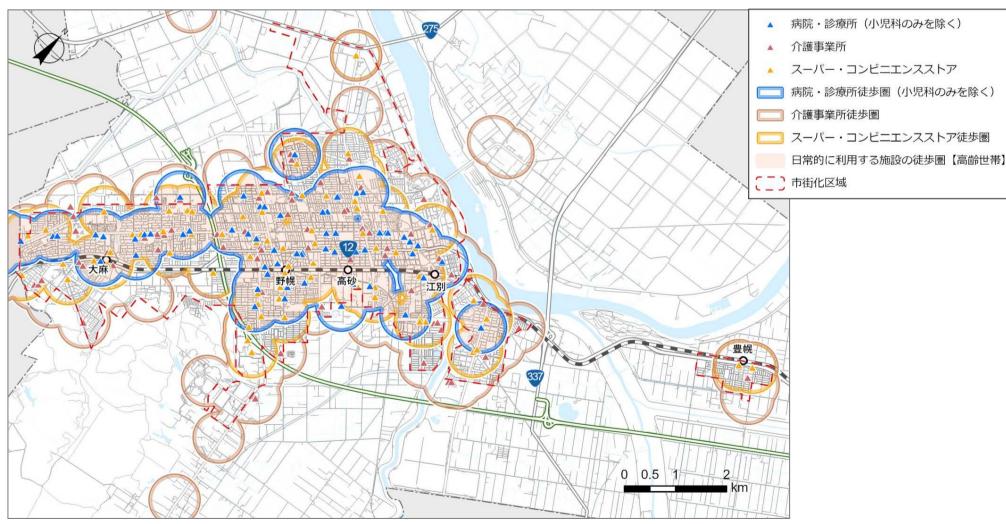
『教育施設(小中学校)』 『医療施設(小児科のある病院・診療所)』 『子育て支援施設(児童・保育施設)』 『商業施設(スーパー・コンビニ)』のいずれも徒歩圏域となる エリア



徒歩圏域は800mに設定

【参考】高齢世帯が日常的に利用する施設の立地状況

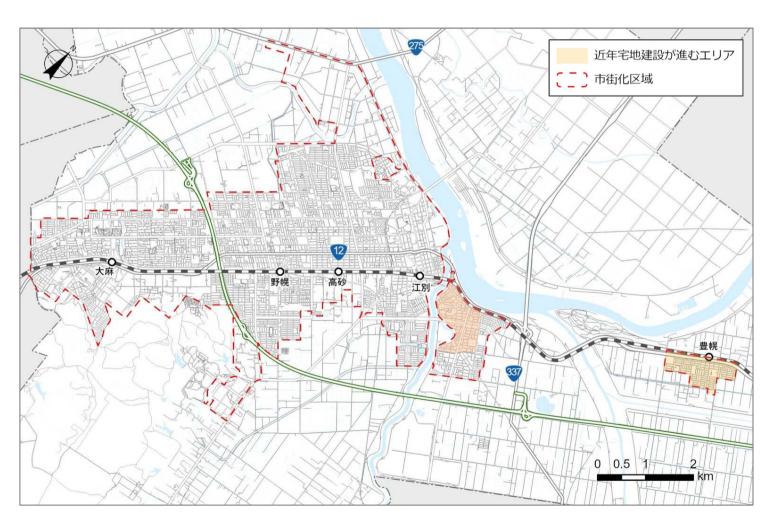
『教育施設(小中学校)』 『医療施設(病院・診療所 小児科のみを除く)』 『商業施設(スーパー・コンビニ)』のいずれも徒歩圏域となるエリア



徒歩圏域は500mに設定

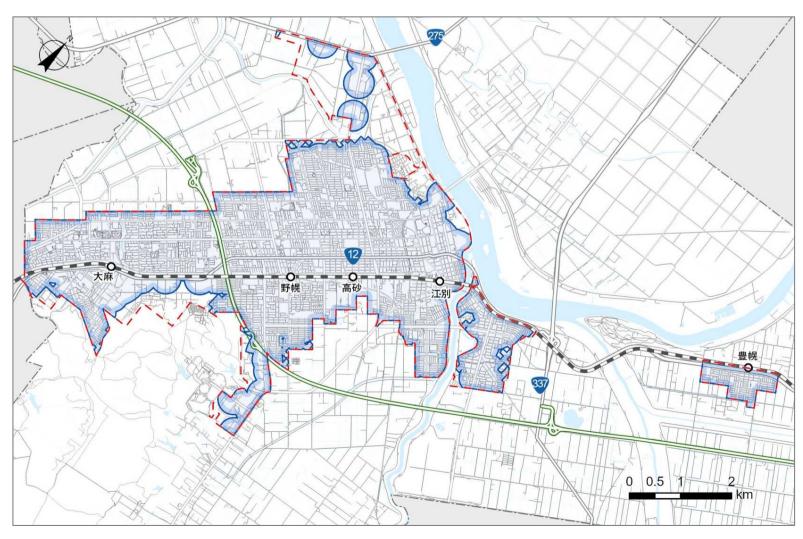
④ 市街地形成状況による選定

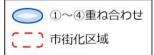
近年住宅建設が進んでいる地域であることから、以下の地域を含める





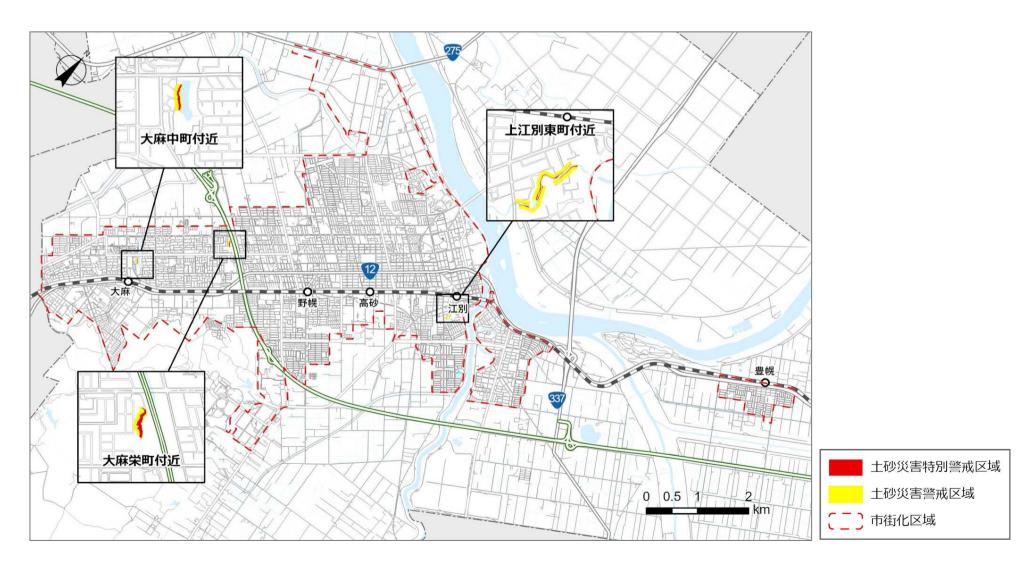
①~④の条件を踏まえ、居住に適すると考えられるエリア(市街化区域内)





⑤ 災害リスクによる限定

『土砂災害特別警戒区域』を除外



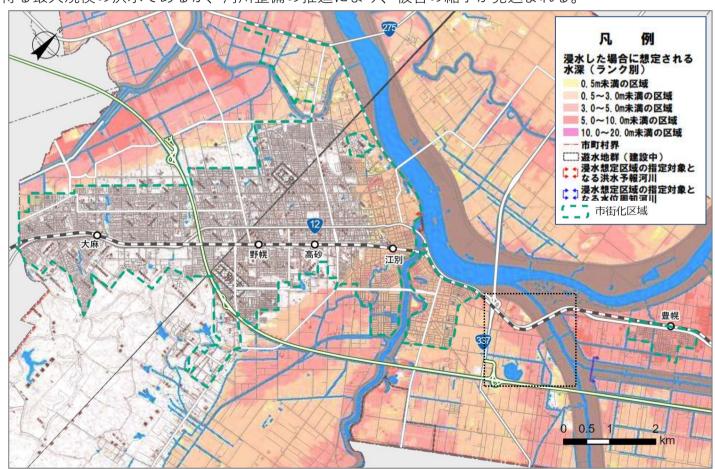
⑤ 災害リスクによる限定

『浸水想定区域』はリスクの程度が甚大で、回避が困難な場合は除外

想定浸水深3m未満 2階への垂直避難が可能なため除外しない。 豊幌地区は想定最大規模では、3m以上の浸水区域となるが、<u>既成市街地である面を考慮し、適切な防災</u> 対策を講じ、居住誘導区域に含める。

想定最大規模(想定し得る最大規規模の洪水)

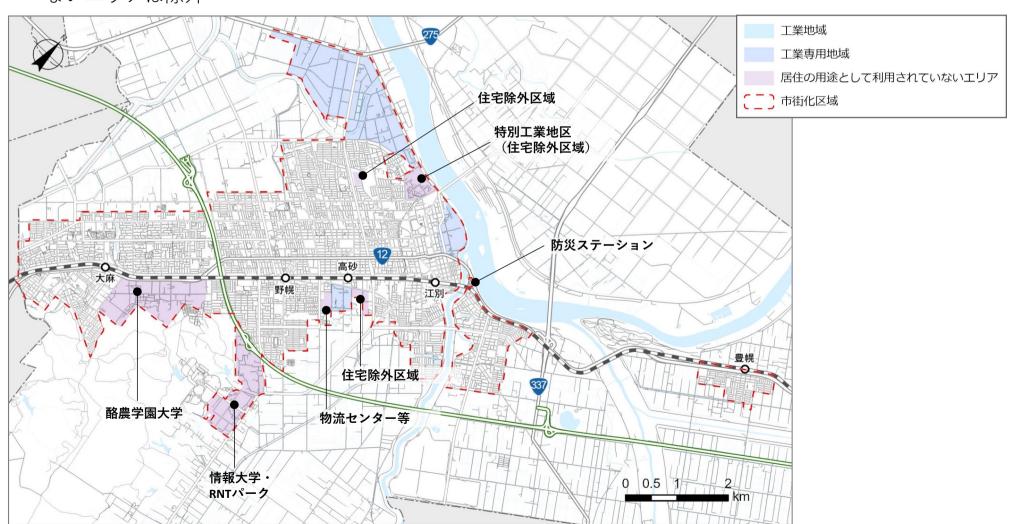
※現状で想定し得る最大規模の洪水であるが、河川整備の推進により、被害の縮小が見込まれる。



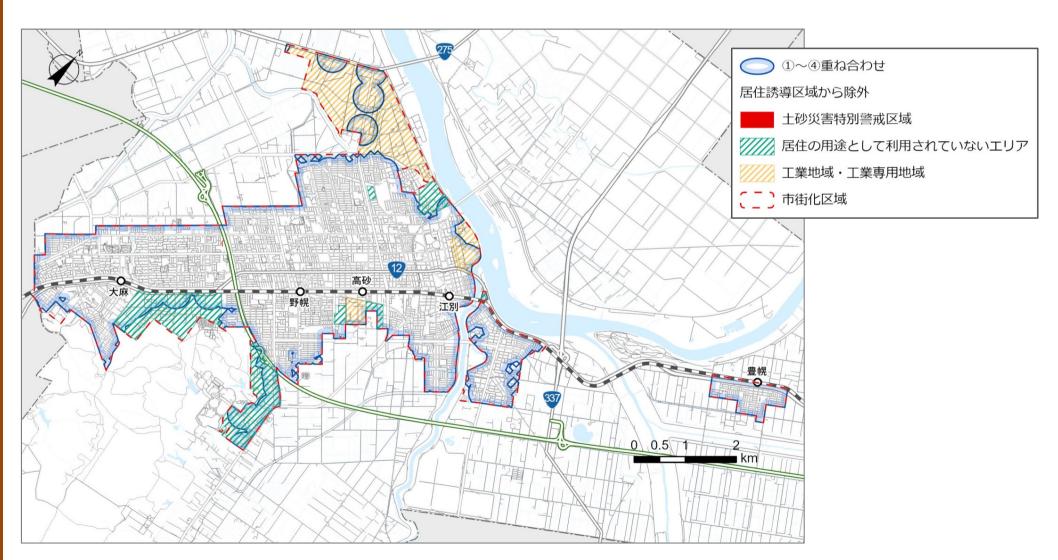
⑥ 土地利用状況による限定

『工業地域』『工業専用地域』は除外

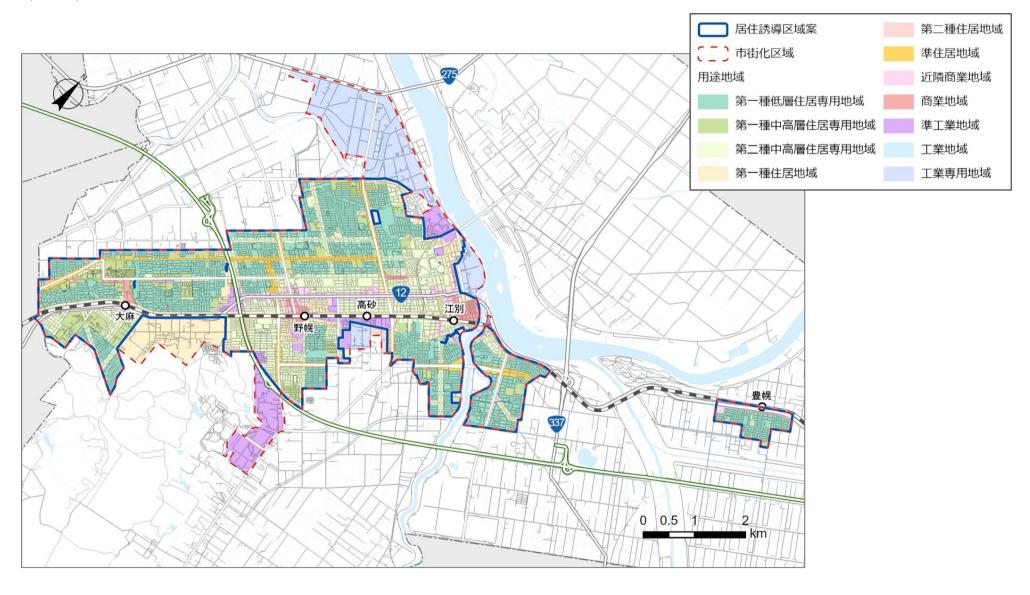
その他、現に居住以外の用途で利用されているエリアや、住宅の除外などの制限により現在居住していないエリアは除外



含めるエリア (①~④) と除外するエリア (⑤~⑥) 重ね合わせ



(3)居住誘導区域案



区域面積

2,296ha (市街化区域面積 2,938ha) (都市計画区域面積18,738ha)

第5章 誘導区域及び誘導施設等の設定

・都市機能誘導区域の設定

- (1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方
- (2) 都市機能誘導区域の選定条件
- (3)都市機能誘導区域案
- (4)居住誘導区域·都市機能誘導区域案

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え

都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業等の都市機能を拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な 提供をはかる区域です。

望ましい区域像(立地適正化計画の手引き 令和5年3月版より)

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、 かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての 一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた ところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺 の区域

本市では、都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけを踏まえつつ、土地利用や 都市機能施設の集積状況、生活利便施設の集積地、公共交通利便性等の観点から、中心市 街地(野幌駅周辺)、地区核(大麻駅周辺、江別駅周辺)、地域拠点(高砂駅周辺)に都 市機能誘導区域を設定します。

(2) 都市機能誘導区域の選定条件

ステップ1

都市機能誘導区域に含めるエリアの検討

① 土地利用と交通利便性による選定

『商業系の用途地域』かつ『鉄道駅から800m圏域(徒歩圏域)』

② 都市機能施設の立地状況による選定

『主要な都市機能施設』が立地するエリアや生活利便施設の集積地を追加

③ 将来的な利用可能性による選定

都市機能誘導区域としての活用可能性の観点からエリアを追加

ステップ2

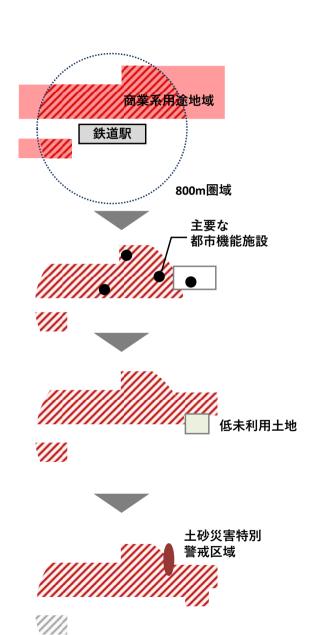
都市機能誘導区域に含めないエリアの検討

④ 災害リスクによる限定

『土砂災害特別警戒区域』を除外

⑤ 現状の土地利用状況及び将来的な利用可能性による限定

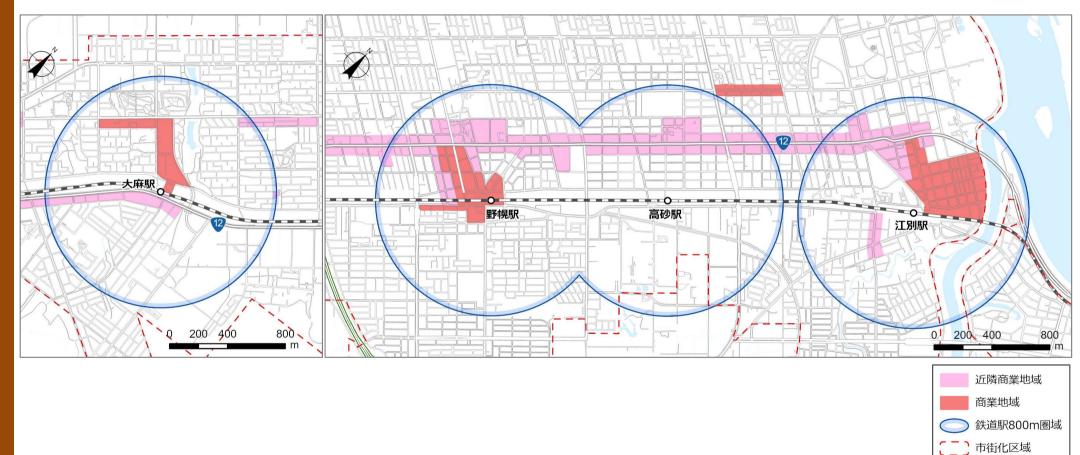
都市機能誘導区域としての活用可能性の観点等からエリアを限定



(2) 都市機能誘導区域の選定条件

① 土地利用と交通利便性による選定

『商業系の用途地域』かつ『鉄道駅から800m圏域(徒歩圏域)』を抽出



基幹的公共交通圏域

[] 市街化区域

(2) 都市機能誘導区域の選定条件

② 都市機能施設の立地状況による選定

文化・運動施設 図書館(本館・分館)、体育館

一定規模以上のスーパー、食品スーパーを含む複合的な商業施設

区域の連続性や交通利便性に配慮しながら、『主要な都市機能施設※』の立地エリアや、生活利便施設の 集積地を追加(街区などまとまりのあるエリア単位で追加)



商業施設

金融施設

追加するエリア 主要な都市機能施設 その他の都市機能施設

近隣商業地域 商業地域

市街化区域

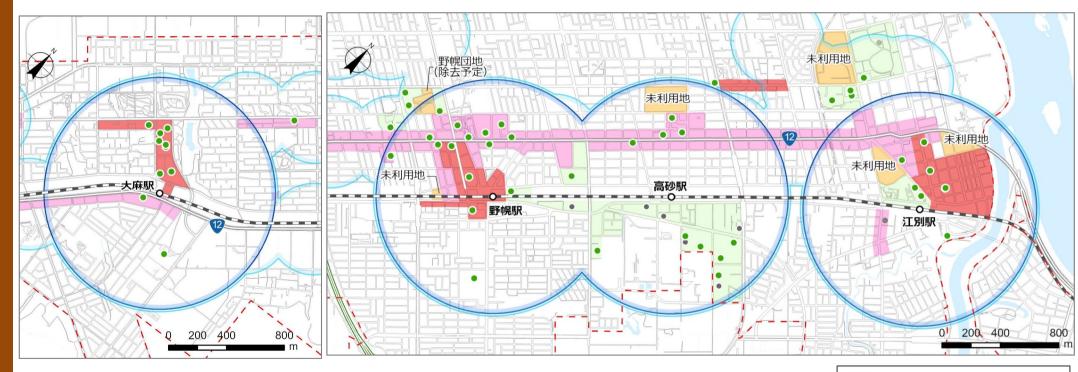
鉄道駅800m圏域 基幹的公共交通圏域

主要な都市機能施設が立地するエリア

(2) 都市機能誘導区域の選定条件

③ 将来的な利用可能性による選定

区域の連続性や交通利便性に配慮しながら、都市機能誘導区域としての活用可能性の観点から、『一定 規模以上の低未利用土地』、『公共施設跡地』を追加



商業地域

() 市街化区域

鉄道駅800m圏域

基幹的公共交通圏域

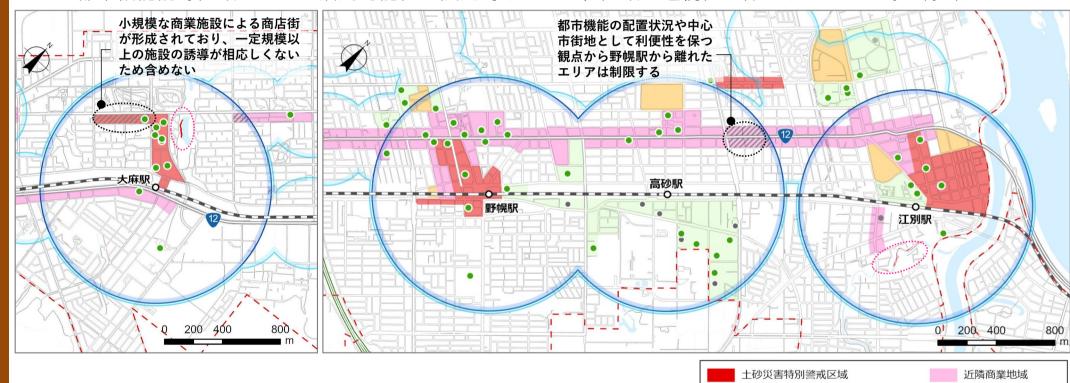
(2) 都市機能誘導区域の選定条件

④ 災害ハザードエリアによる限定

『土砂災害特別警戒区域』を都市機能誘導区域から除外

⑤ 現状の土地利用状況及び将来的な利用可能性による限定

都市機能誘導区域としての活用可能性が限定的なエリア、区域の連続性を保てないエリア等を除外



///// 除外するエリア

低未利用地·公共施設跡地

主要な都市機能施設が立地するエリア

主要な都市機能施設

その他の都市機能施設

(3) 都市機能誘導区域案

都市機能誘導区域の線引き方針

- 一体的な土地利用を想定し、道路中心線を基本とする。
- それ以外は用途地域界や筆界等の区分を参考とする。
- 区域等の線引きが無い場合は、見通し線を使用する。

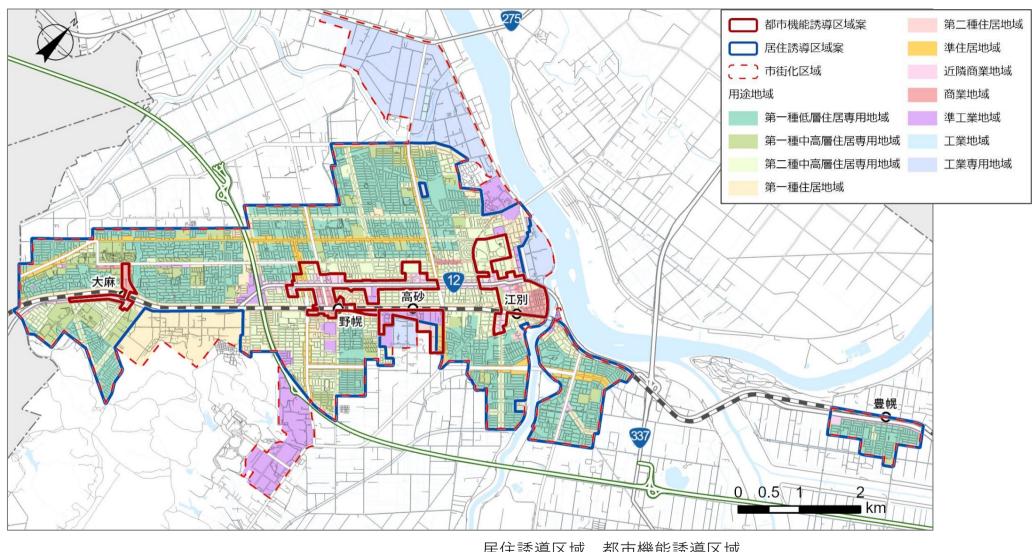
<立地適正化計画> 都市機能誘導区域案 第一種住居地域 主要な都市機能施設 第二種住居地域 その他の都市機能施設 準住居地域 市街化区域 近隣商業地域 用途地域 商業地域 第一種低層住居専用地域 準丁業地域 第一種中高層住居専用地域 丁業地域 第二種中高層住居専用地域 丁業専用地域



区域面植	Į
------	---

野幌地域	87.8ha	
江別地域	84.4ha	
高砂地域	33.8ha	
大麻地域	15.5ha	
合計	221.4ha	(市街化区域面積 2,938ha) (都市計画区域面積18,738ha)

(4) 居住誘導区域・都市機能誘導区域案



都市機能誘導区域 居住誘導区域

区域面積 (市街化区域面積 2,938ha) 2,296ha 221ha (都市計画区域面積18,738ha)

第5章 誘導区域及び誘導施設等の設定

・誘導施設の設定

- (1)誘導施設の考え方
- (2)誘導施設
- (3) 誘導施設の設定条件

・誘導施設の考え方

① 拠点に相応しい都市機能の設定

それぞれの地区の中心に立地することで、様々な世代が集い、まちなかの 賑わい創出につながる施設を誘導施設に設定します。

②都市機能の誘導・維持

立地していない場合は新たに誘導すべき施設、すでに立地している場合は、 区域外への流出を抑制し維持すべき施設やさらに誘導すべき施設として、 誘導施設に設定します。

③ 本市の状況を踏まえた都市機能の設定

都市計画運用指針に基づいた都市機能を踏まえつつ、本市の状況を踏まえた都市機能を設定します。

・誘導施設外の考え方

① 広域にわたり配置されることが望ましい施設

「身近な施設」は、日常生活圏ごとに必要な施設であるため、都市機能誘導区域内には誘導・集約せず、誘導施設に設定しません。

・江別市は・・・アンケート結果より

江別市は住み心地が良く、 これからも住みやすいまちで ありつづけてほしい

【市民アンケート調査結果】

問:江別市の住み心地について

⇒ 満足+ほぼ満足=54.7% ふつうを含めると、85%

【市民アンケート調査結果】

問:これからも江別市に住み続けたいですか?

⇒ 住み続けたい (ずっと+できるなら) = 約8割

・江別市は・・・アンケート結果より

市街地の<u>賑わいを創出する施設</u>やいろいろなものが<u>まとまった施設、</u>日常生活に必要なスーパーが欲しい

【市民アンケート調査結果】

- 駅周辺など市街地に賑わいがほしい
- いろいろな施設がまとまっていると便利
- 住まいの近くにはスーパーがほしい 次点で病院

店舗や医療・子育て・介護福祉・金融・交流・業務系や住居系などさまざまな機能が連なり、利便性が高く快適な時間を過ごせる空間



日常生活で必要なものを扱うスーパーなど

(スーパーは市内に広く配置されるとともに、まちなかにも必要)



複合機能

さまざまな機能が集まり連携することで、 賑わいの創出と生活利便性を向上する機能

(2)誘導施設

	野幌 (中心市街地)	江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	誘導施設外 (身近な施設)
複合機能	多機能が 複合した施設	多機能が 複合した施設	多機能が 複合した施設	多機能が 複合した施設	_
行政機能	市役所本庁舎 警察署	市役所窓口機能	市役所窓口機能	_	交番、消防署等
子育て機能	_		_	_	保育所(保育園)、 児童センター、 子育て支援センター
教育・文化・ スポーツ機能	図書館本館・ 公民館・文化施 設・体育施設	図書館支所・ 公民館・文化施 設・体育施設	図書館支所・ 公民館・文化施 設・体育施設	体育施設	幼稚園、小学校、 公園等
商業機能	相当規模 の商業集積	相当規模 の商業集積	相当規模 の商業集積	相当規模 の商業集積	スーパー、 コンビニ等
介護福祉機能	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター	_	介護事業所等 障がい福祉事業所
医療機能	病院・一定規模 以上の診療所	病院・一定規模 以上の診療所	病院・一定規模 以上の診療所	病院・一定規模 以上の診療所	診療所
金融機能	銀行·信用金庫 農業協働組合	銀行・信用金庫 農業協働組合	銀行・信用金庫 農業協働組合	銀行・信用金庫 農業協働組合	ゆうちょ銀行 (郵便局)

	種別	野幌 (中心市街地)	施設の立 江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	備考
指	複合 多機能が 機能 複合した施設		0			<複合施設> (2)の表に示す 多様な機能や、
		O	なし (誘導必要)	0	O	食品スーパー、 業務系・住居系 (共同住宅)が 連携している施設

※業務系や住居系(共同住宅)は誘導施設に該当しないが、昼間人口増による賑わい創出や まちなか居住の観点から都市機能誘導区域内に立地が望ましいため、施設の面積に計上する

<機能のイメージ>

多機能が複合することで、人の交流や賑わいを創出する生活利便性の高い施設

<条件>

- ①<u>複数の機能</u>を有する
- ②**人の交流などに資する機能やスペース**を有する
- ③食品スーパーを有する
- ④店舗の合計床面積1,500㎡以上で建物全体の延べ面積5,000㎡以上の規模を有する

(複数の建物の場合)

土地利用上一体の敷地に、複数の施設が立地する場合も該当(業務系および住居系のみの建物は除く)

【土地利用上一体の敷地の扱い】

- ① 大規模小売店舗立地法第2条第2項に示す「一の建物」の敷地
- ② 開発行為の計画敷地
- ③ その他、駐車場の一体利用などによる敷地

		誘導施設				備考
	種別					
	(生力り 	野幌 (中心市街地)	江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	NH 2
	古怨武太广全	0	×	×	×	
	市役所本庁舎	江別市役所	_	_	_	
纪式	証明書交付窓口を 行政 横能 有する施設	©	0	0	×	
機能		江別市役所	水道庁舎	大麻出張所	_	
		0	×	×	×	
	警察署	なし (誘導必要)	_	_	_	
子育て		×	×	×	×	利便性の観点から 分散して設置する
機能		_	_	_	_	ことが望ましいた め設定しない

		誘導施設				
	種別	施設の立地状況				
	1年かり	野幌 (中心市街地)	江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	C. Hill
	図書館	0	0	0	×	情報図書館条例に 示す図書館及び
	四百品	情報図書館	江別分館	大麻分館	_	分館
	小 尼德	0	0	0	×	公民館条例に示す
	公民館	野幌公民館	中央公民館	大麻公民館	_	公民館
教育・ 文化・		©	0	©	×	市民会館条例に示 す市民会館 コミュニティセン
スポー スポー ツ機能	文化施設					ター条例に示す コミュニティー センター
7 1/26 17 1		市民会館	コミュニティーセンター	えぽあホール	_	市民文化ホール 条例に示す文化 ホール
	スポーツ機能	0	0	0	0	体育施設条例に 示す体育施設の うち、
		市民体育館	青年センター	大麻体育館	東野幌体育館	ァら、 屋内スポーツ施設 を有するもの

	種別	野幌 (中心市街地)	施設の立 江別 (地区核)	地状况 大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	備考
		©	0	0	0	・単体の商業施設
商業機能	商業施設 (延べ面積5,000㎡ 以上)	0	なし (誘導必要)	なし (誘導必要)	0	・複数の商業施設 が1つの建物に集 まっている形態 ・大規模小売店舗 立地法第2条第2 項に示す「一の建 物」
介護		©	0	©	×	介護保険法第115
福祉機能	福祉 地域包括支援	なし (誘導必要)	江別第一 地域包括支援 センター	なし (誘導必要)	_	条の46に示す地 域包括支援セン ター

		誘導施設				
	種別		施設の立	地状況		備考
	(生力)	野幌 (中心市街地)	江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	IIIで
			0	0	0	
	病院	渓和会江別病院、 野幌病院、 江別谷藤病院	市立病院	なし (誘導必要)	 江別すずらん 病院	医療法第1条の5 第1項に示す 病院
医療	外科と内科を	©	0	0	©	医療法第1条の5
機能	能 有する診療所	なし (誘導必要)	なし (誘導必要)	池永クリニック	なし (誘導必要)	第2項に示す 診療所
医:		©	©	0	©	複数の診療所が
		野幌メディカルビル、 江別メディカルビル	耳鼻科・歯科	なし (誘導必要)	なし (誘導必要)	1つの建物に 集まっている形態

		誘導施設 				
	 種別		<u>施設の立</u>	地状況	 	
	り主がり	野幌 (中心市街地)	江別 (地区核)	大麻 (地区核)	高砂 (地域拠点)	כי מוע
				©		·
金融 機能 ———————————————————————————————————	銀行	北海道銀行、 北洋銀行	北洋銀行、 北陸銀行	北海道銀行、 北洋銀行	なし (誘導必要)	・銀行法第2条第1 項に示す銀行
	信用金庫					. 信用金庫法第6条 第1項に示す名称 を用いるもの
		北海道信用金庫、 空知信用金庫、 北門信用金庫	北海道信用金庫	なし (誘導必要)	なし (誘導必要)	
	農業協同組合					農林中央金庫及び 特定農水産業協同 組合等による信用
		道央農業協同 組合	道央農業協同 組合	なし (誘導必要)	なし (誘導必要)	事業の再編及び強 化に関する法律の 第2条1項に示す 特定農業協同組合

※郵便局は、分散して設置することが望ましいため、 ゆうちょ銀行は誘導施設に設定しない

第6章 誘導施策

- (1)誘導施策の考え方
- (2)誘導施策案
- ①江別市による施策
 - ・居住に関する施策
 - ・都市機能に関する施策
- ②国による主な支援
 - ・居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置
 - ・都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

立地適正化計画では、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域の設定をもとに、緩やかに都市機能及び居住の誘導を図っていくことを基本としますが、併せて、誘導を促進するための各種施策を検討・実施することで、計画の実効性を高めていきます。

誘導施策は、第3章 基本的な方針で掲げた「居住」,「都市機能」,「公共交通」,「防災」について整理します。

第3章 基本的な方針

【居住】 人口密度の低下抑制・地域コミュニティの 強化による良好な住環境の実現
 【都市機能】 都市拠点を中心とする誰もが暮らしやすい コンパクトな都市空間の形成
 【公共交通】 公共交通ネットワークの維持・改善
 【防災】 防災・減災のまち
 「防災・減災のまち

- ① 江別市による施策
 - ◆ 居住に関する施策
 - 1 良質な住環境の形成

誰もが安心して快適に住み続けられる住環境を形成するため、「住生活基本計画」に基づき誰もが 安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに、適切なインフラの維持管理や「耐震改修促 進計画」に基づく住宅の耐震化への支援を行います。

2 空き家等への対策

生活環境の保全を図るため、「空家等対策計画」に基づき、所有者等の管理意識の醸成や関係団体 との連携による発生抑制、利活用の推進を図るとともに、情報発信や相談体制の整備を行うほか、特 定空家等の除却・解体支援を行います。

3 子育てしやすい居住環境

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するため、「えべつ・安心子育てプラン」に基づく教育・保育施設などの提供体制の整備や子育て支援施策の充実、利用者ニーズなどを踏まえた公園施設の整備や適正配置などの検討を行います。

- ① 江別市による施策
 - ◆ 居住に関する施策
 - 4 高齢化社会に対応した居住環境

すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、「高齢者総合計画」に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進のために、持続可能な介護保険制度の運営など、様々な取組みを進めるよう努めます。

5 商店街の活性化

商店街の魅力向上や地域経済の活性化を図るため、商店街の景観向上のための整備やイベントの実施、 空き店舗などをリノベーションし、事業を展開するための支援などを行います。

6 住みかえ・移住支援の推進

移住定住相談窓口の開設や北海道などの関係機関と連携した取組みを進めるとともに、まちの魅力を効果的に発信し、移住や定住の促進を図ります。

- ① 江別市による施策
 - ◆ 居住に関する施策
 - 7 公営住宅の適正管理

住宅困窮者に対するセーフティネットとして、誰もが安心して快適に暮らすことができる住宅を供給するため、「道営住宅整備活用方針」などによる道営住宅の整備や「市営住宅長寿命化計画」などによる修繕等による延命化や建替整備など計画的に整備を進めます。

8 安心・便利に利用できる公共交通の環境づくり

誰もが安心・便利に公共交通が利用できる環境を形成するため、バス路線マップや乗り方ガイドの発行による周知、広報誌やホームページ等による情報発信、LINE等を活用した運休情報の発信などを行います。

9 都市計画制度の活用

居住誘導区域内において、大規模な未利用地などでの生活利便機能の立地等に伴い、住民ニーズや 周辺環境などを踏まえ、必要に応じて用途地域の変更等、都市計画制度の活用を検討します。

10 居住誘導区域外における届出制度の運用

都市再生特別措置法に基づく届出制度を適切に運用し、本計画の位置付けや施策に関する情報提供 等を行うとともに、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。

- ① 江別市による施策
 - ◆ 都市機能に関する施策
 - 1 魅力ある拠点形成と機能的で利便性の高い公共交通ネットワーク
 - (1) 駅周辺の賑わいある拠点形成

商業・文化交流・行政機能など主要な都市機能の充実・集積を図り、都市活動を支える拠点を特性に応じて合理的に配置し、拠点と各拠点間が道路・公共交通などで連携されることで、生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能の維持に努めます。

(2)公共交通ネットワークの維持・改善や交通結節機能の強化

「地域公共交通計画」に基づき、駅を中心とした効率的なバス路線の維持を基本としながら、利用者ニーズなどを踏まえたバス路線や運行ダイヤの見直しを行います。

また、鉄道主要駅での乗り継ぎの利便性向上に向けた検討や、情報提供の充実などによる主要な 交通結節点での機能強化を図ります。

2 公共施設等の適正配置と機能の充実

公共施設等の総合的な管理方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な長寿命化などにより維持管理経費の平準化に努めることを基本としながら、新たな施設整備においては、多用途に活用できる複合的かつ全市的な施設とする検討するとともに、機能の移転、統廃合などについて、老朽化や利用状況、災害リスクなどを踏まえて検討し、公共施設の適正配置に努めます。

- ① 江別市による施策
 - ◆ 都市機能に関する施策
 - 3 公的不動産の活用

市が保有する未利用地や施設の移転・統廃合により生じた空地は、周辺環境や社会情勢、まちづくりの視点などを踏まえ、公共用地としての活用の検討のほか、売却や有償貸付などの民間活力による活用方法などの検討を行います。

4 都市計画制度の活用

都市機能誘導区域内において、本庁舎の建替えなどの公共施設整備や大規模な未利用地での都市機能の立地などに伴い、必要に応じて用途地域の変更等、都市計画制度の活用を検討します。

5 立地適正化計画における届出制度の運用

都市再生特別措置法に基づく届出制度を適切に運用し、本計画の位置付けや施策に関する情報提供 等を行うとともに、都市機能誘導区域内への機能誘導を図ります。

6 国等の支援措置の活用

都市機能誘導区域内へ誘導施設の立地を促進するため、国等の税・財政上等の支援措置の活用を検 討します。

② 国による主な支援

◆ 居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置 (一部抜粋)

	事業名	事業概要	補助率
1	市民緑地等整備事業	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地等の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援する。居住誘導区域等においては面積要件を2ha以上から0.05ha以上に緩和している。	1/2 (1/3)
2	都市構造再編 集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。	1/2 (都市機 能誘導区域内) 45% (居住 誘導区域内等)
3	宅地耐震化推進 事業	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を 行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。立地適正 化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げ。	1/2
4	防災・省エネ まちづくり緊急 促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。支援対象区域に一定の要件を満たす居住誘導区域区域を追加し、支援を行う。	3%,5%,7%
5	住宅市街地総合 整備事業	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	1/3等 (1/3)
6	フラット 3 5 地域連携型	地方公共団体による住宅の建設・購入に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン(フラット35)の金利引下げ(当初5年間、0.25%引下げ)。	_

② 国による主な支援

◆ 都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置(一部抜粋)

	事業名	事業概要	補助率		
1	集約都市形成 支援事業	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市の コアとなる施設の移転に際した旧建物の除却(延床面積1,000㎡以上の医療・福祉等施設等 の誘導施設)・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。	1/2 (1/3)		
2	都市構造再編 集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行う。令和4年度は、誘導施設の整備に加え、立地適正化計画に基づいて誘導施設が統廃合されたことにより廃止された施設の除却等を支援対象に追加。	1/2 (都市機 能誘導区域内 等) 45% (居住 誘導区域内等)		
3	市街地再開発 事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	1/3		
4	住宅市街地総合 整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図 るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。	1/2 等 (1/3)		
5	バリアフリー 環境整備促進 事業	高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市 街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用 に配慮した建築物の整備等を促進する。支援対象区域に一定の要件を満たす都市機能誘導区 域を追加し、支援を行う。	1/3		
6	スマートウェル ネス住宅等推進 事業	「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都 市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、 整備を支援する。	1/10(新築)、 1/3(改修) 等		

第7章 計画の目標と評価

- (1) 目標値の設定の考え方
- (2) 定量的な目標値の設定
 - ①居住に関する目標値
 - ②都市機能に関する目標値
 - ③公共交通に関する目標値
 - ④防災に関する目標値

(1) 目標値の設定の考え方

立地適正化計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルを適切に機能させる観点から、本計画にて定めた基本的な方針を実現するための「定量的な目標値」を設定します。

定量的な目標値は、以下の2つの考え方に基づき設定します。

①4つの基本的な方針の取組施策に関する評価指標を設定

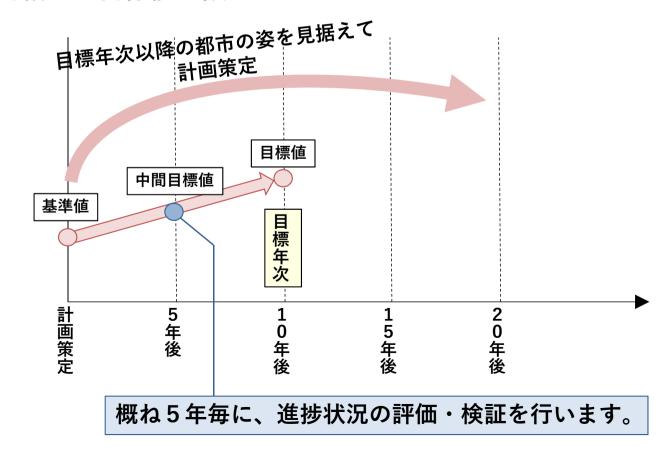
第3章 基本的な方針 【居住】 人口密度の低下抑制・地域コミュニティの 強化による良好な住環境の実現 【都市機能】 都市拠点を中心とする誰もが暮らしやすい コンパクトな都市空間の形成 【公共交通】 公共交通ネットワークの維持・改善 公共交通に関する目標値 【防災】 防災・減災のまち 防災に関する目標値

(1) 目標値の設定の考え方

立地適正化計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルを適切に機能させる観点から、本計画にて定めた基本的な方針を実現するための「定量的な目標値」を設定します。

定量的な目標値は、以下の2つの考え方に基づき設定します。

②中期的な時間軸にて目標値を設定



まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、 目標値を次のとおり設定します。

① 居住に関する目標値

人口減少が進行する将来、都市サービスを維持し、提供し続けるためには、一定の居住人口によって都市機能を支えるための都市づくりが必要になります。 そこで、居住誘導区域内の人口密度を以下のとおり設定します。

目標		票
----	--	---

居住誘導区域の人口密度

基準値	中間目標値	目標値
令和2(2020)年	令和10(2028)年	令和15(2033)年
49.3人/ha	推計值 46.7人/ha 以上	推計值 44.6人/ha 以上

指標の算定方法

※1 h a 当たり40人: 既成市街地の人口密度の基準

- ・基準値は、国勢調査より算出
- ・目標値は、第7次江別市総合計画策定のための将来人口推計結果より算出

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、 目標値を次のとおり設定します。

② 都市機能に関する目標値

生活利便性を維持・向上していくためには、都市機能誘導区域内の生活利便機能を維持・増進していくこと必要があります。

そこで、都市機能誘導区域内の誘導施設数を以下のとおり設定します。

目	標	指	標
---	---	---	---

都市機能誘導区域内の誘導施設の数

基準値	中間目標値	目標値
令和5(2023)年	令和10(2028)年	令和15(2033)年
46 施設	47 施設 以上	48 施設 以上

指標の算定方法

- ・基準値は、現在立地している誘導施設の数
- ・目標値は、現在立地している施設を維持しつつ、不足している 4 機能のうち、半数の 2 機能の誘導を図る

※野幌:介護福祉機能、大麻:介護福祉機能、江別:複合機能又は商業機能、高砂:金融機能

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、 目標値を次のとおり設定します。

③ 公共交通に関する目標値

各拠点間や居住地とのネットワーク形成を担う公共交通の持続性を確保するためには、

一定の利用者を維持していく必要があります。

そこで、路線バス利用者数を以下のとおり設定します。

口惊泪惊	目	標指標
------	---	-----

路線バス輸送人員

基準値	中間目標値	目標値
令和3(2021)年	令和10(2028)年	令和15(2033)年
【市内路線】 356 千人/年	520 千人/年	次期地域公共交通計画の 目標値
【市外路線】2,637 千人/年	3,500 千人/年	次期地域公共交通計画の 目標値

指標の算定方法

- ・基準値、中間目標値は、地域公共交通計画から抜粋
- ・地域公共交通計画は計画期間が令和10年度までであり、目標値は次期計画による

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、 目標値を次のとおり設定します。

④ 防災に関する目標値(再掲)

災害時、自ら避難することが困難であり、支援を必要とする「避難行動要支援者」とされる方たちは、情報を速やかに入手できないという不安があります。大規模災害時等に要支援者の方々に迅速かつ安全な避難をしていただくためには、自治会など地域の住民組織による避難支援体制の充実が必要不可欠となります。

そこで、避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合を以下のとおり設 定します。

	#無 十尺 #無	i
Н	作录 十日 作录	

避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合

基準値	中間目標値	目標値
令和5(2023)年	令和10(2028)年	令和15(2033)年
44%	59%	75%

指標の算定方法

- ・基準値は、全162自治会の内、71自治会が参画
- ・目標値は、全162自治会の内、121自治会の参画を目標とする